

岡山県国土強靱化地域計画

—強くて、しなやかな生き活き岡山へ—

平成28（2016）年2月 策定

令和3（2021）年2月 改定

令和7（2025）年2月 改定

岡 山 県

目 次

(はじめに)

1	計画見直しの趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の推進期間	2
4	計画の見直し手順	2

第1章 基本的な考え方

1	目標設定	3
2	国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
3	特に配慮すべき事項	5

第2章 脆弱性評価等

1	災害をもたらす自然的条件	6
2	想定される災害リスク	9
3	「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定	10
4	施策分野の設定	11
5	脆弱性評価の手順等	12
6	脆弱性評価結果	12

第3章 強靱化の推進方針

1	リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	13
2	施策分野ごとの強靱化の推進方針	46
<個別施策分野の推進方針>		
(1)	行政機能／警察・消防等／防災教育等	46
(2)	住宅・都市	50
(3)	保健医療・福祉	52
(4)	エネルギー	55
(5)	金融	56
(6)	情報通信	57
(7)	産業構造	58
(8)	交通・物流	59
(9)	農林水産	62
(10)	国土保全	63
(11)	環境	65
<横断的分野の推進方針>		
(A)	リスクコミュニケーション	66
(B)	人材育成	68
(C)	官民連携	69
(D)	老朽化対策	70
(E)	デジタル活用	72

○指標及び目標	73
---------	----

第4章 計画の推進

1	取組の重点化	80
2	強靱化の推進方針に基づく主な個別事業	82
3	計画の見直し(PDCA)	82

(別紙)岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果	83
------------------------------	----

(別冊)岡山県国土強靱化地域計画の推進方針に基づく主な個別事業一覧

(はじめに)

1 計画見直しの趣旨

平成23（2011）年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災や迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25（2013）年12月に公布・施行され、平成26（2014）年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備され、一丸となって取組を推進してきた。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正、7月に基本計画の見直しが行われた。

本県においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、都市部での内水氾濫などに加え、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとし、平成28（2016）年2月に「岡山県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進めてきた。

平成30（2018）年7月には、災害が少ないと言われてきた本県において、初めてとなる大雨特別警報が発表され、多くの観測地点で時間降水量の極値を記録した豪雨により、甚大な水害・土砂災害が発生し、県内の死者・行方不明者が発災時に60名を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の災害となった。

令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となった。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であったが、このような災害にも強くしなやかに対応し、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を推進するなど、国土強靱化施策の加速化・深化を図っていく必要がある。

こうした基本計画の見直しや近年の災害から得られた教訓に加え、災害時の感染症対策等を踏まえ、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、地域計画の進捗管理に活用する指標及び目標を改めて

定めるなど、地域計画の見直しを行い、本県における強靱化をさらに推進していくこととする。

2 計画の位置付け

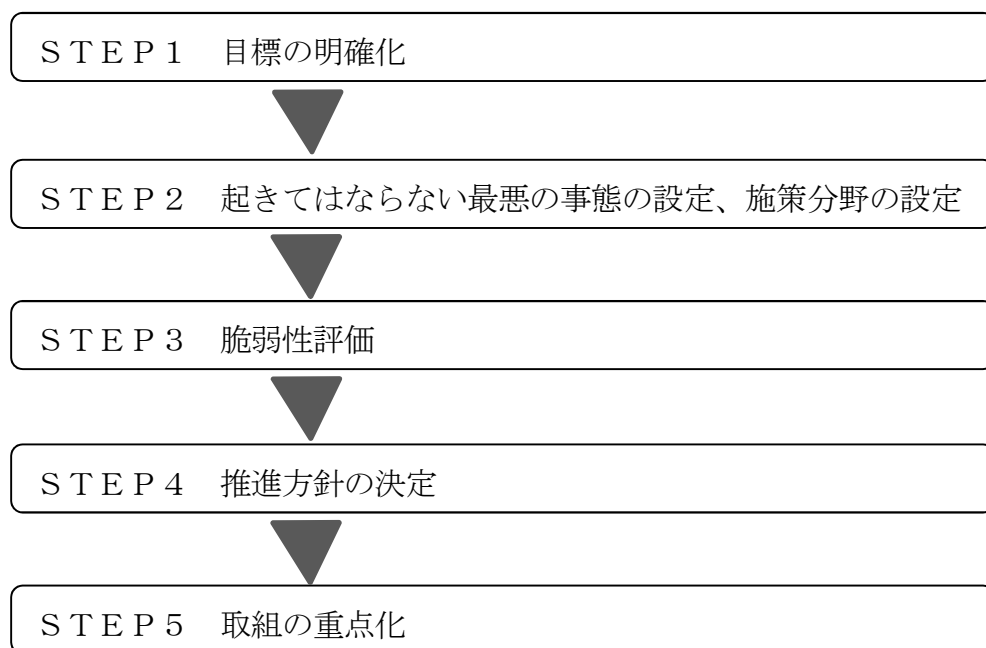
国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、強靱化に係る県の個別計画等の指針として定めるものである。

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第4次プラン」という。）の計画期間に合わせ、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間とする。

4 計画の見直し手順

国の「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」に基づき、以下のSTEP1～5により見直しを行う。



第1章 基本的な考え方

1 目標設定

地域計画は、県が市町村、民間事業者等と連携し、国と一体となって国土強靱化を推進することにより、本県の安全で安心な地域社会づくりを進めるとともに、国全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、国の基本計画との調和を保つことが定められていることから、基本目標や事前に備えるべき目標など、計画の基本となる部分は、基本計画に準ずるものとする。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の推進に当たっては、第4次プランの内容を踏まえるとともに、国に準じ、以下の基本的な方針に留意するものとする。

なお、県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震が近い将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水害、土砂災害が多発していること、ひとたび、大規模な自然災害が発生すれば、県土の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、大規模自然災害を対象とする。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本県の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しつつ、取組にあた

ること。

- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM(Evidence-Based Policy Making(根拠に基づく政策立案))概念の双方を持ちつつ、長期的視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 災害に強い県土づくりを進めることにより、本県の活力を高め、経済の持続的な成長につなげるとともに、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 本県の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑤ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民が連携するとともに、役割分担して取り組むこと。
- ⑦ 防災・減災等の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用されるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑧ 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑨ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑩ 限られた資金を有効に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑪ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑫ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑬ デジタル等新技术を積極的に活用すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑭ 人のつながりやコミュニティ機能を強化するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑮ 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑯ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。

3 特に配慮すべき事項

(1) 総合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災の視点に加え、地方創生の取組や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、総合的・長期的視点をもって取り組む。

(2) 市町村と連携した強靱化施策の推進

県全体の被害を最小限に留めるためには、各地域の強靱化を担う市町村の取組が不可欠であることから、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、市町村と連携して強靱化施策に取り組むことにより、災害に強い地域社会づくりを推進する。

(3) 防災人材の育成

地域防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる能力を持った人材や、自主防災組織等の地域防災の担い手となる人材の育成を推進する。

(4) 民間における防災対策の促進

国土強靱化を実効あるものにするためには、県・市町村のみならず、民間事業者等の主体的な取組が極めて重要であることから、企業のBCP策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担して推進する。

(5) 平成30年7月豪雨災害等近年の災害からの教訓を踏まえた取組の推進

本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害をはじめ、近年に発生した災害からの教訓を踏まえた取組を推進する。

(6) 感染症対策を踏まえた取組の推進

感染症等が流行している中で災害が発生することを想定し、感染症対策を踏まえた取組を推進する。

(7) 他県との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定などによる相互連携・応援体制を充実させる。

(8) 令和6年能登半島地震を踏まえた取組の推進

能登半島地震災害は、半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、孤立集落、被災地へのアクセス、被害状況把握、避難所運営、物資調達・輸送などの対応に取り組む必要がある。

第2章 脆弱性評価等

1 災害をもたらす自然的条件

(1) 風水害

ア 近年の風水害

本県は南に四国山地があり、湿った南風の流入を緩和しているため、比較的雨量が少なく恵まれた環境にあるが、紀伊水道から流入する南東の風による兵庫県西部から岡山県東部にかけての大雨、豊後水道から流入する風による広島県東部から岡山県西部にかけての大雨、寒冷前線が通過する場合や暖候期（主に6月～9月）において、上空に寒気が入り込んだ場合の雷を伴う短時間強雨などに警戒が必要である。また、中国地方には、花こう岩が風化してできたまき土が広く分布しており、土砂災害のリスクもある。

近年では、昭和47（1972）年7月の県西部の大雨や平成2（1990）年9月の台風第19号による東備地方を中心とした大雨、平成16（2004）年の台風第23号による暴風、大雨、平成21（2009）年8月の台風第9号による美作市の大雨、平成30年7月豪雨、令和元（2019）年9月の新見市の集中豪雨などで大きな被害が発生している。過去に遡れば、明治26（1893）年10月の台風や昭和9（1934）年9月の室戸台風で県内全域が大被害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

県南部に広がる瀬戸内海沿岸平野や大規模な干拓地等では、宅地化が進んでおり、集中豪雨による氾濫で大規模な浸水被害が発生するおそれがある。高潮については、特に台風が県内を通過する場合や県の西方を通る場合、東側でも近い距離を北東進するときに顕著に発生し、台風の接近と満潮時が重なる場合には、さらに被害が拡大するおそれがある。平成16（2004）年8月の台風第16号では、大潮期間の満潮と重なり、宇野港で観測開始以来最も高い潮位を観測、沿岸部で甚大な被害が発生した。

イ 平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けたため、前線の活動が非常に活発となり、県内では記録的な大雨となった。7月5日から7日までの3日間の降水量は、鏡野町富で453.0ミリ、同じく鏡野町恩原で443.5ミリを観測したほか、県内の多くのアメダス地点で300ミリを超えた。また、48時間降水量では統計期間が10年以上の県内アメダス24地点のうち、19地点で極値を観測した。気象庁は「今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられる。」としている。この災害では小田川の氾濫等により過去50年で最悪の死者数である死者61人（令和6年12月現在）を記録するなど甚大な被害が発生した。

[過去の主な風水害]

災害の原因	被害						
	人的被害			住家被害			
	死者 人	行方 不明者 人	負傷者 人	全壊 (流出) 戸	半壊 戸	床上 浸水 戸	床下 浸水 戸
明治26年10月 台風	423	不詳		12,920		50,209	
昭和 9年 9月 室戸台風	110	42	420	3,417		46,131	
昭和47年 7月 梅雨	15		18	126	215	3,206	13,365
昭和51年 9月 台風第17号	17	1	93	152	234	6,321	26,725
平成 2年 9月 台風第19号	10		10	10	36	1,615	6,352
平成10年10月 台風第10号	5	1	27	19	17	2,668	4,692
平成16年 8月 台風第16号	1		16	17	48	5,729	5,153
平成16年10月 台風第23号	7		34	13	54	352	1,465
平成21年 8月 台風第9号	1		4	14	114	204	311
平成23年 9月 台風第12号			5	2	133	952	8,869
平成30年 7月 梅雨前線	61	3	177	4,830	3,365	1,541	5,517
令和元年 9月 大気不安定			1	3	12	55	201

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

(2) 地震・津波

本県の北部には中国山地がほぼ東西に伸び、その南側には地盤が安定している吉備高原が広がっているが、県北東部には山崎断層帯や那岐山断層帯があり、隣県には本県に影響を及ぼす活断層も存在している。南海トラフを震源とする海溝型地震は、約100～150年周期で繰り返し発生しており、地震発生時には県南部の岡山平野や河口部の軟弱地盤では強い揺れや液状化現象が発生する可能性が高く、瀬戸内海沿岸では紀伊水道や豊後水道から押し寄せてくる津波も想定される。

平成以降、本県で震度4以上の地震を観測しているのは11回であり、平成12年鳥取県西部地震では県内でも住家全壊7棟、半壊31棟、一部損壊943棟の災害が発生した。

過去に遡れば、昭和21年南海地震では死者52人、負傷者157人、建物全壊1,200戸の甚大な被害が発生している。

また、国の地震調査研究推進本部によると、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に80%程度といわれている。南海トラフ地震の県の被害想定は、最大クラスの地震の場合、県内で最大震度6強、最大津波高3.4メートル、県南海岸付近を中心とする液状化等が発生し、最悪の場合、約31,000棟の建物被害や3,100人を超える死者、約12,000人の負傷者が発生する甚大な被害が想定されている。さらに、断層型地震についても、県の北部や南西部において、最大震度6強の揺れによる甚大な被害が想定されている。

〔甚大な被害をもたらした過去の地震災害と津波の記録〕

地 震 名	震央地名	規模	被 害
昭和21年南海地震	和歌山県南方沖	M8.0	死者52人、負傷者157人、全壊1,200戸、半壊2,346戸、その他堤防・道路被害多数
平成12年鳥取県西部地震	鳥取県西部	M7.3	重傷5人、軽傷13人、全壊7棟、半壊31棟、一部損壊943棟、その他水道被害、道路被害多数
1707年（宝永4年10月4日）宝永地震（M8.6） ○大地震、大風浪あり。（船穂町郷土史） ○大地震あり、民家潰れ、高潮起り、死人多し。（牛窓郷土史） ○大地震……略……また大風、潮水常より高きこと5尺と凶荒窮知すべきなり。（邑久郡史） 1854年（嘉永7年11月5日）安政南海地震（M8.4） ○劇震の際海嘯の微あり、一昼夜に潮水の進退およそ20～30回にして、満潮の時、一時平水より7尺余を増し、これがため本村南岸字瀬溝海峡（虫明一長島）の如きは、およそ3尺余の土砂をもって填塞し、字扇浦に泥土2尺余を埋塞せり。……略……300余石積みの船舶を碇泊せしも今は漁船を入るのみ。（邑久郡史の裳掛村記事） 1946年（昭和21年12月21日04時19分）昭和南海地震（M8.0） 県下の津波の余波は、最高潮が1メートル以下で被害はほとんどなかった。 ○岡山測候所の面する旭川では、06時から10時まで2回、津波により相当の急流となって逆流したため小舟の運行は中止された。10時10分には津波の高さ0.4メートルを観測した。 ○三幡港では、当時変潮で引き潮、満ち潮が交互に起り、青土が潮と共に吹き上がり土手が作られたという。 ○児島湾干拓地では、0.6メートルくらい増しやや経って引き、再び前より少ないが満ちてきた。			

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

2 想定される災害リスク

本県に大きな被害をもたらす自然災害として、本県の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定される災害リスク」を設定する。

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定される被害の様相等
土 砂 災 害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪 水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高 潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身、建物被害等が生じる。
内 水 氾 濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後30年以内に80%程度の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。 (平成25年7月被害想定公表)
断 層 型 地 震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身、建物被害が生じる。(平成26年5月被害想定公表)
複 合 災 害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

3 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価に当たっては、国の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」に準じて、本県で想定される災害リスク等を踏まえ、32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞
	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 陸上海上航空交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

4 施策分野の設定

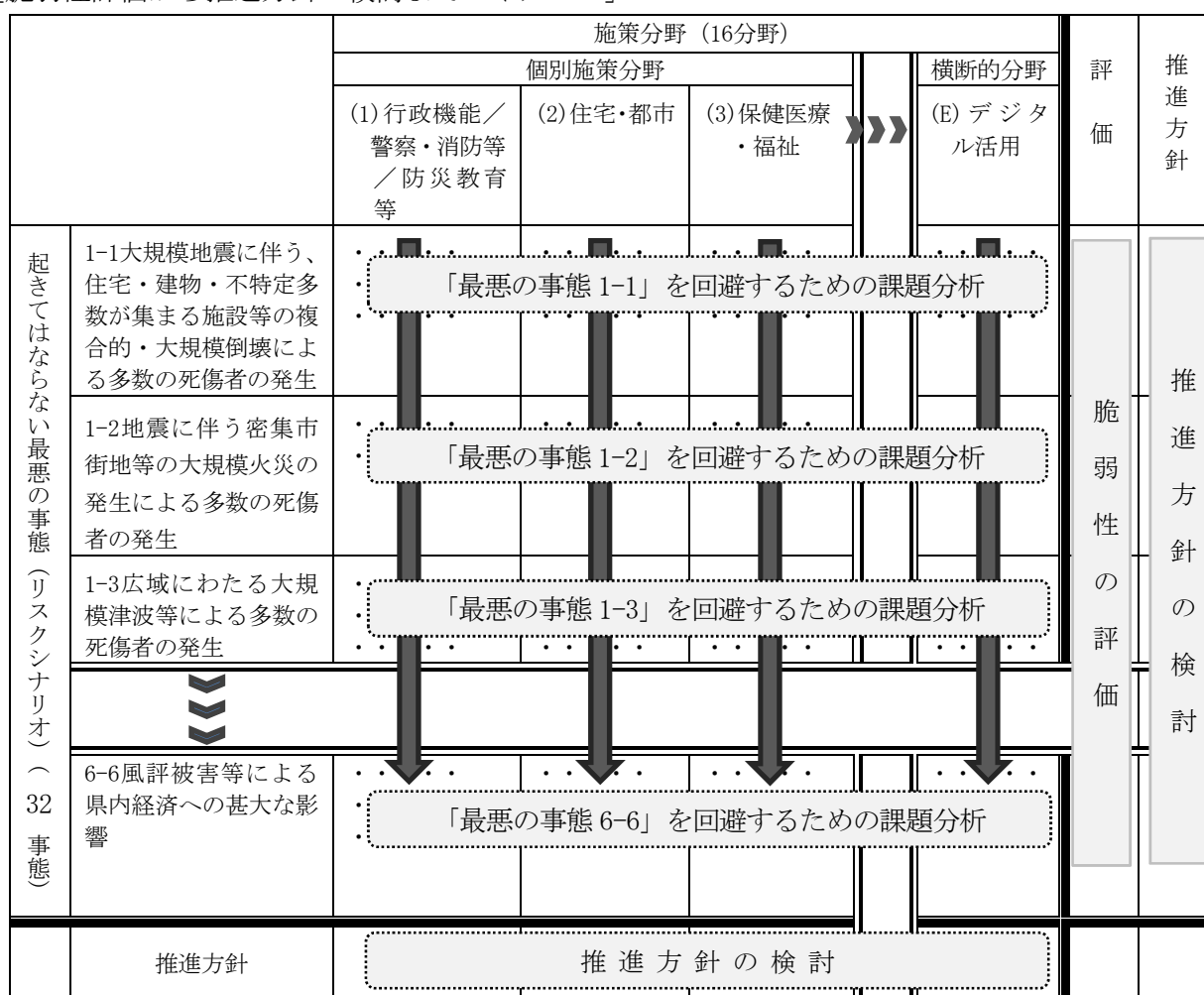
国の基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野と6の横断的分野）を基に、11の個別施策分野と5の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	(A) リスクコミュニケーション
(2) 住宅・都市	(B) 人材育成
(3) 保健医療・福祉	(C) 官民連携
(4) エネルギー	(D) 老朽化対策
(5) 金融	(E) デジタル活用
(6) 情報通信	
(7) 産業構造	
(8) 交通・物流	
(9) 農林水産	
(10) 国土保全	
(11) 環境	

5 脆弱性評価の手順等

- (1) 現計画の取組の進捗状況の評価を基に、国の基本計画の見直しや、地域計画策定以降に発生した平成30年7月豪雨災害など、近年の災害の教訓等も踏まえ、設定した32の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための課題分析等、本県の脆弱性について総合的に評価を行った。
- (2) 上記（1）の脆弱性評価結果や第4次プラン、国が示した国土強靱化予算の重点化等の方針などを踏まえ、強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、計画の進捗管理に活用する指標の検討を行った。推進方針は、まず、リスクシナリオごと、次に、施策分野ごとに検討を行った。

[脆弱性評価から推進方針の検討までのイメージ]



6 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果については、別紙のとおりである。

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価結果等を踏まえ、基本目標の達成に向けたハード・ソフト両面から県土の強靱化を実現するために必要なリスクシナリオごとの推進方針は、次のとおりとする。

※ **重**：重点化した推進方針 **新**：新規の推進方針

【所管部局】

直轄：知事直轄、総合：総合政策局、総務：総務部、県民：県民生活部、環文：環境文化部、
保医：保健医療部、子福：子ども・福祉部、産労：産業労働部、農林：農林水産部、
土木：土木部、出納：出納局、企業局：企業局、教育：教育庁、警察：警察本部

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

重 住宅・建築物の耐震化促進等

住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。また、不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【1-1① 土木】

○ 大規模盛土造成地の安全性把握調査等の促進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地において市町村が実施している安全性把握調査等が円滑に進むよう、各市町村や箇所毎の課題に応じた技術的支援などを行う。【1-1② 土木】

○ 盛土等に伴う災害防止の取組の推進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）により盛土等の分布把握や現地調査などを進め、既存盛土等の安全性の把握に繋げる。また、把握した既存盛土等の経過観察を継続して行うことにより危険性を早期発見し、土地所有者等による対策工事を促進することで盛土災害防止を推進する。【1-1③ 土木】

重 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

重 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 県営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進

県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後、増加する老朽化した住棟に対して、戦略的な維持管理を行う。【1-1⑥ 土木】

■ 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進

老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。

【1-1⑦, 3-2⑦ 総務】

■ 災害拠点病院等の耐震化促進

医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。

【1-1⑧, 2-2⑧ 保医】

■ 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進

社会福祉施設や医療施設は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を促進する。【1-1⑨ 子福】

○ 照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化促進

屋内運動場等の照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、耐震対策を促進し早期完了を目指す。【1-1⑩ 教育】

■ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑪, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

■ 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑫, 2-4⑨, 5-5⑭ 土木】

○ 不特定多数が集まる都市公園施設の防災・老朽化対策、維持管理

不特定多数が集まる県有都市公園施設について、災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる園内の施設、設備が有効に機能するよう、適切な防災・老朽化対策、維持管理を行うとともに、市町村管理の公園についても、災害発生時に有効となる機能の確保を促進する。【1-1⑬ 土木】

○ 不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理

自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の

老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。

【1-1⑭, 1-5⑧ 環文】

○ 補助制度を活用した私立学校施設の耐震化促進

私立学校に対し、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を積極的に実施するよう促し、私立学校施設の耐震化の促進を図る。【1-1⑮ 総務】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○ オフィス・商業ビル等の火災予防対策の促進等

市町村は、オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行い、県は、住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LPガス放出防止装置の設置などに関する火災予防啓発活動について、市町村と連携して取り組む。【1-2① 直轄】

重 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 初期消火体制の充実

火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防本部と消防団、自主防災組織などとの連携を促進する。【1-2③ 直轄】

重 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化

消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-1⑤ 直轄】

重 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑪, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

○ 大規模商業施設等の防火対策の促進

火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置・維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-2⑥ 直轄】

重 地区防災計画の作成促進

県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に専門家を派遣し、作成支援を行う。また、モデル事業で培ったノウハウをまとめたマニュアルを活用し、一層の計画作成の促進を図る。

【1-2⑦, 2-1⑧, 3-2⑭, 5-1⑯ 直轄】

○ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑧, 1-4⑯, 1-5⑨ 土木】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

重 海岸保全施設の計画的整備の推進

「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化及び老朽化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。【1-3①, 1-4⑦ 農林・土木】

○ 学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施

大規模災害時に児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、学校近隣の災害リスク等を考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施する。

【1-3② 教育】

○ 救援活動等、社会貢献できる人材の育成研修の実施

災害時の救援活動等の実践力を身に付けるための研修を計画的に実施し、社会貢献できる人材の育成を推進する。【1-3③ 教育】

重 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進

メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

【1-3⑤, 5-1① 直轄・総合】

重 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議

する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑪, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

○ 先進的・実践的な防災教育の普及

新たな防災教育の指導・教育手法の開発や、予告なしを含めた工夫した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果の県内への普及を図る。【1-3⑦ 教育】

○ 津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導体制整備の促進

津波による被害が想定される社会福祉施設や医療施設における具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル作成など、災害時の避難誘導体制整備を促進する。

【1-3⑧ 保医・子福】

重 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施

南海トラフ地震をはじめとした大規模地震を想定し、関係市町村及び県、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な防災訓練を実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などへの住民参加を広く促し、関係機関の災害対応力の強化や、住民の安全な避難誘導体制の確保を図る。【1-3⑨ 直轄】

○ 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、県、市町及び防災関係機関等が連携し、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備を図る。【1-3⑩ 直轄】

重 防災意識の普及啓発

ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。【1-3⑪, 1-5⑩ 直轄】

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

重 計画的な河川改修等の推進

洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、ハード対策として、計画的な河川改修や既存ダムの有効活用、河道掘削や樹木伐採といった河道内整備、危機管理型ハード対策（天端舗装等）等を進めるとともに、ソフト対策として、河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき、河川監視カメラの画像や雨量・水位・ダム情報等防災情報提供の充実及び、観測・防災施設の安定性の向上を図る。また、流域のあらゆる関係者が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトを推進する。

【1-4① 土木】

○ ダム長寿命化計画に基づく対策の推進

ダム施設機能の信頼性の確保や、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命

化計画に基づき対策を実施する。【1-4② 土木】

○ 下水道施設の計画的な整備、維持管理の促進

雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため、市町村における、過去の浸水実績等の把握による排水ポンプ場、雨水管渠（きょ）等の下水道施設の計画的な整備や維持管理を促進する。【1-4③ 土木】

○ 河川の水門等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

河川の水門等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【1-4④ 土木】

○ 河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。
【1-4⑤ 土木】

○ 河川堤防の耐震点検の実施

地震後の二次災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフ地震により、液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む。
【1-4⑥ 土木】

重 海岸保全施設の計画的整備の推進

「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化及び老朽化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。【1-3①, 1-4⑦ 農林・土木】

○ 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進

県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【1-4⑧, 4-6① 農林】

○ 橋梁の倒壊・流失防止対策の推進

橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがあるため、適切な点検と評価に基づいた対策を推進する。
【1-4⑨, 2-4② 土木】

○ アダプト団体活動員の高齢化・人員確保対策の検討

県管理河川の除草作業についてはアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動人員の確保が困難となることが見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。【1-4⑩ 土木】

○ 災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進

安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。

【1-4⑪, 1-5⑤ 土木】

重 児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施

児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地においては、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除対策を実施するため、関係行政機関及び関係団体等との連絡会議の開催を通じて、平時から必要な情報共有や対策の検討を行うとともに、大雨が予想される際の児島湖内及び用水路の事前水位低下や連絡体制の強化、各機関が所管する排水機場等の計画的な整備を実施する。

【1-4⑫ 農林・土木】

○ 治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化の推進

治山施設の機能が適切に発揮されるように、岡山県治山施設個別施設計画に基づき調査・点検を実施し、計画的な長寿命化対策を推進する。【1-4⑬, 2-6⑤ 農林】

○ 水防体制の充実強化

水防団と、水防本部、市町村等水防管理団体との重要水防箇所など水防に関する情報共有や連絡体制の強化を促進するとともに、水防活動を担う消防団員等を対象として、堤防等の巡視のポイントや水防工法など水防技術向上に係る研修を実施するなど、水防体制の充実強化を図る。【1-4⑭ 土木】

○ 農業水利施設の排水機能の確保

雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、県や市町村が造成した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止に向けた計画的な予防保全対策の実施、市町村が管理する排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。【1-4⑮ 農林】

○ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑧, 1-4⑯, 1-5⑨ 土木】

重 防災重点農業用ため池の安全対策の推進

決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【1-4⑰, 4-6③ 農林】

○ 公立学校施設の浸水対策促進

市町村に対して、学校施設の浸水・土砂災害対策、防災機能強化等に係る事例集・手引の周知を図るなど、対策を促進する。【1-4⑱ 教育】 **新**

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

○ タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進

県及び市町村、防災関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する。

【1-5① 直轄】

■ ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進

近年、激甚化・頻発化する土砂災害から県民の生命・財産を守り、暮らしの安全を確保するため、土砂災害のおそれがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に施設整備を行うとともに、高精度地形情報等から抽出した土砂災害警戒区域の指定等、ソフト対策も積極的に進めるなど、ハード・ソフト両面から土砂災害防止対策を推進する。

【1-5② 土木】

■ 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進

砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5④, 2-6⑫ 土木】

○ 災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進

安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。

【1-4⑩, 1-5⑤ 土木】

■ 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進

災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。【1-5⑥, 2-1④ 直轄】

■ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

○ 不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理

自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。

【1-1⑭, 1-5⑧ 環文】

○ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑧, 1-4⑩, 1-5⑨ 土木】

重 防災意識の普及啓発

ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。【1-3⑪, 1-5⑩ 直轄】

重 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、計画が未作成の施設がある中、新たな浸水想定区域の指定等により、計画策定が必要な要配慮者利用施設の増加が見込まれるため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について働きかける。

【1-5⑪ 直轄・総務・保医・子福・土木・教育】

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 警察署の計画的な耐震化の推進

耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘（きょうあい）化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-1②, 3-1② 警察】

○ 自衛隊等の円滑な受援体制の構築

全国から派遣される自衛隊、消防等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時応援受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制の構築を図る。【2-1③ 直轄】

重 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進

災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。【1-5⑥, 2-1④ 直轄】

重 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化

消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-1⑤ 直轄】

○ 消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備

県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施しているが、近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備に取り組む。また、救急救命士等の養成、確保に努める。【2-1⑥ 直轄】

重 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑪, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

重 地区防災計画の作成促進

県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に専門家を派遣し、作成支援を行う。また、モデル事業で培ったノウハウをまとめたマニュアルを活用し、一層の計画作成の促進を図る。

【1-2⑦, 2-1⑧, 3-2⑭, 5-1⑯ 直轄】

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

重 DMATの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進

被災者や新興感染症り患者の救命率の向上を図るため、全ての災害拠点病院が保有するDMATについて、隊員の養成・確保や、各病院における複数チームの保有、隊員の技能維持・向上、消防・感染症対策関係機関等との連携強化を促進する。【2-2① 保医】

重 医療機関のBCP策定促進

大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、感染症対策を行いながら、医療提供機能を維持し医療業務を継続できるよう、医療機関におけるBCPの策定を促進する。

【2-2② 保医】

○ 岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進

岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、

機能確保を図る。【2-2③, 5-5② 県民】

○ 救急医療活動等に必要な非常用電源確保の促進

災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、DMA Tが行う救急医療活動やD P A Tの行う精神科医療及び精神保健活動、広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないよう、可搬式の発電機やバッテリーの整備、非常用電源の確保を促進する。【2-2④ 保医】

■ 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

○ 広域医療搬送拠点の運営円滑化に向けた関係機関の連携強化

県内の医療機関で対応不可能な人数の傷病者が生じた場合に、他都道府県等に傷病者を搬送するために岡山桃太郎空港に設置する広域医療搬送拠点の運営を円滑に行えるよう、定期的に訓練等を実施し、DMA T・医療機関・消防・感染症対策関係機関等との連携強化を図る。【2-2⑥ 保医】

○ 災害拠点病院等における水や燃料の備蓄、衛星通信環境の確保の促進

災害時に水や電力の供給又は通信が途絶した場合でも、災害拠点病院等が病院の基本的な機能を維持することができるよう、水や自家発電機用燃料の備蓄、衛星通信環境の確保を促進する。【2-2⑦ 保医】

■ 災害拠点病院等の耐震化促進

医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。

【1-1⑧, 2-2⑧ 保医】

○ 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-2⑨, 2-3②, 2-7② 保医】

○ 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の隊員養成等による運用体制整備

「災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）」の隊員としての活動に必要な養成研修の受講を促進するなど、運用体制の整備を図る。【2-2⑩ 保医】

○ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

○ 燃料供給体制の整備

県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給

油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。【2-2⑫, 2-4⑪ 直轄】

○ 陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化

陸路の閉塞時や島しょ部においては、ヘリコプターを活用することで救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携の強化を図る。【2-2⑬ 直轄・保医】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

重 感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を活用した避難所運営

災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、「避難所運営マニュアル」を活用し、早期に避難所を開設・運営し、衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える。【2-3① 直轄】

○ 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-2⑨, 2-3②, 2-7② 保医】

○ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員養成等による運用体制整備

「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」運営協議会の開催や、隊員養成研修の受講を促進するほか、国、県が実施する災害時医療に係る訓練等に参加する。【2-3③ 保医】

○ 指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進

想定される災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。

【2-3④, 5-1⑪ 直轄】

○ 避難所における感染症のまん延防止対策の推進

避難所における感染症のまん延を防止するため、市町村において、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づく避難所の適切な消毒や換気等、必要な措置が確実に実施されるよう、まん延防止に関する知識等の普及や適切な助言に努める。【2-3⑤ 保医】

○ 予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進

県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-3⑥, 2-7④ 保医】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○ 円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進

広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電気事業者等関係機関との連携を推進する。

【2-4①, 5-2③ 直轄】

○ 橋梁の倒壊・流失防止対策の推進

橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがあるため、適切な点検と評価に基づいた対策を推進する。

【1-4⑨, 2-4② 土木】

重 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-4③, 4-1①, 4-5②, 5-5⑥ 土木】

○ 緊急用LPガス調達に係る連携強化

県LPガス協会と災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。【2-4④, 5-3③ 直轄】

重 支援物資物流体制の整備

県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。

【2-4⑤, 4-5④ 直轄・子福・産労・農林・教育】

重 水道施設の計画的な耐震化の促進

水道施設基幹管路耐震化率が25.6%（R4）となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-4⑥, 5-4② 保医】

○ 生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進

防災週間等あらゆる機会での取組や各種メディアを通じ、住民に対する「3日分以上、推奨1週間分」の食料・水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-4⑦ 直轄】

○ 道の駅の防災機能や防災体制の強化

地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、国の動向に注視した上で設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道

路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。【2-4⑧, 2-5⑤ 土木】

重 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑫, 2-4⑨, 5-5⑭ 土木】

○ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

○ 燃料供給体制の整備

県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。【2-2⑫, 2-4⑪ 直轄】

○ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-4⑫, 2-6⑩, 4-5⑤, 5-5⑰ 農林】

○ 避難所における感染症等の感染拡大防止に向けた公的備蓄計画の見直し

避難所における感染症等の感染拡大防止を図るため、必要な物資を追加するなど、県・市町村の公的備蓄計画を見直す。【2-4⑬ 直轄・保医・子福】

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

○ 民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進

コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進する。

【2-5① 直轄】

○ 帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討

大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。

【2-5② 教育】

○ 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進

公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5③, 5-5⑨ 直轄・県民】

○ 事業所に対する従業員の一時帰宅抑制等の周知・協力要請

帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運行状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う。【2-5④ 直轄】

○ 道の駅の防災機能や防災体制の強化

地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、国の動向に注視した上で設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。【2-4⑧, 2-5⑤ 土木】

○ 岡山桃太郎空港の機能維持・復旧のための体制確保

岡山桃太郎空港について、事業継続計画（A 2－BCP）に基づき、空港関係者と連携し、災害時における空港の機能維持・復旧のための体制を確保する。【2-5⑥, 5-5① 県民】

2－6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

○ 県消防防災ヘリによる救助・物資輸送・救急搬送訓練の実施

道路寸断等のため孤立地域が発生した場合を想定し、県消防防災ヘリコプターによる救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行い、災害対応力の向上を図る。【2-6② 直轄】

重 孤立可能性のある集落等での通信確保

災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。【2-6③ 直轄】

○ 孤立可能性のある集落等での備蓄の促進

災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村による公的備蓄と併せて、集落単位での分散備蓄及び家庭での備蓄を促進する。【2-6④ 直轄】

○ 治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化の推進

治山施設の機能が適切に発揮されるように、岡山県治山施設個別施設計画に基づき調査・点検を実施し、計画的な長寿命化対策を推進する。【1-4⑬, 2-6⑤ 農林】

○ 地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進

災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生

じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。【2-6⑥ 土木】

重 中山間地域の交通難所改善

中山間地域の交通難所の改善に向け、効率的な道路整備に努めているが、災害時、集落へ接続する生活道路が通行不能となった場合、長期にわたる孤立集落の発生が懸念されるため、市町村道や農林道等の施設管理者と連携し、地域の実情を踏まえながら、緊急性の高い交通難所を優先して計画的な整備を進める。【2-6⑦ 土木】

○ 島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理

災害時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐため、島しょ部を有する市と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、離島航路の発着となる県管理港湾・漁港の係留施設等の適切な維持管理を行うとともに、関係市と連携し、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。【2-6⑧ 県民・農林・土木】

○ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

○ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-4⑫, 2-6⑩, 4-5⑤, 5-5⑰ 農林】

○ 林道の整備や調査・点検及び長寿命化の促進

林道の整備や適切な維持管理を図るため、市町村がインフラ長寿命化計画等に基づき実施する林道橋の調査・点検及び計画的な長寿命化対策等を促進する。【2-6⑪ 農林】

○ 砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進

砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5④, 2-6⑫ 土木】

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○ 下水道施設の耐震化の推進等

流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-7①, 5-4⑤ 土木】

○ 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達

できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-2⑨, 2-3②, 2-7② 保医】

○ 避難所における感染症対策の促進

避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施するなど、感染症対策を促進する。【2-7③ 直轄】

○ 予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進

県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-3⑥, 2-7④ 保医】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

重 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

○ 警察署の計画的な耐震化の推進

耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘（きょうあい）化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-1②, 3-1② 警察】

○ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【3-1③, 5-2⑤, 5-5⑬ 警察】

3-2 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 岡山県庁BCPの継続的な見直し

岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルによる計画見直しを継続的に行い、災害時の業務継続体制の確保を図る。

【3-2① 直轄】

○ 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。【3-2② 直轄】

○ 県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化

県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。

【3-2③, 6-1① 直轄】

■ 市町村庁舎の計画的な耐震化の推進

岡山県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、防災拠点となる市町村庁舎の耐震改修を計画的に進める。【3-2④ 土木】

○ 県の重要システムに関するICT-BCPの定期的な運用訓練や内容の充実

県の重要な情報システムについて、災害時にICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）が機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題をICT-BCPに反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を進める。【3-2⑤ 総務】

■ 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進

老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。また、代替庁舎への衛星通信の整備や移動無線の配置についても推進する。【3-2⑥, 5-1⑥ 直轄】

■ 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進

老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。

【1-1⑦, 3-2⑦ 総務】

■ 県立学校施設の安全確保や機能維持の推進

県立学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋式化）、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。その中で、個別施設計画に沿って長寿命化改修工事や設備等の定期更新、建替、廃止等の施設マネジメントを実施し、県立学校施設の安全確保や機能維持を図る。【3-2⑧ 教育】

○ 市町村BCPの継続的な見直しの促進

各市町村BCPについて、計画の実効性を確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえるよう、PDCAサイクルによる継続的な見直しを促進する。【3-2⑨ 直轄】

○ 市町村の受援計画の策定促進

大規模災害時の被災による市町村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、市町村の受援計画策定を促進する。【3-2⑩ 直轄】

重 自主防災活動リーダーの養成推進

活動を始めたばかりの自主防災組織のリーダー、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進する。【3-2⑪ 直轄】

重 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善

総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑫, 5-1⑮ 直轄】

重 他県との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練の実施やマニュアルの見直し、課題解決に向けたワーキンググループの開催などにより、実効性を高める。

【3-2⑬, 6-1② 直轄】

重 地区防災計画の作成促進

県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に専門家を派遣し、作成支援を行う。また、モデル事業で培ったノウハウをまとめたマニュアルを活用し、一層の計画作成の促進を図る。

【1-2⑦, 2-1⑧, 3-2⑭, 5-1⑯ 直轄】

○ 避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成

大規模災害時、多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修などを通じ、県内外において、円滑に遂行できる職員を育成する。【3-2⑮ 直轄】

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

重 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-4③, 4-1①, 4-5②, 5-5⑥ 土木】

○ 地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進、県内企業の育成

大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素

から取り組む。【4-1② 産労】

重 中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上

平成30年7月豪雨、能登半島地震による災害及び、新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。【4-1③ 産労】

○ 被災企業等への県融資制度の周知

県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、有事に備えた対策や有事の際の事業継続等に必要な資金としての活用が進むよう、制度の周知を図る。【4-1④ 産労】

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

○ コンビナート周辺の港湾施設の適切な維持管理

コンビナート周辺の港湾施設について、被災時に機能不全に陥らないよう、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう指導を行う。【4-2① 土木】

○ 県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進

災害により水島コンビナートに立地する企業の操業に甚大な影響が及ぶことのないよう、消防保安・防災、土木、産業労働等の県関係部局が連携し、水島コンビナートの強靱化を促進する。【4-2② 直轄・産労・土木】

重 水島コンビナートの防災体制の強化

水島コンビナートについて、関係機関と連携して、既存設備の耐震性能の向上や、保安検査体制の強化に努めるとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて、防災体制の強化を図る。【4-2③ 直轄】

○ 放置艇対策の推進

所有者の特定調査を進め、適正な保管や処分を促すための意識啓発を図るなど、関係機関と連携し、放置等禁止区域の指定等の実効性の高い取組を推進する。【4-2④ 農林・土木】

○ 有害物質の大規模拡散、流出防止のための資機材整備、訓練実施の促進等

毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促す。【4-2⑤ 保医】

○ 有害物質使用施設等への継続した指導、モニタリング体制の確保

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の確保を図る。【4-2⑥ 環文】

4-3 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞

○ 計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進

海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【4-3①, 5-5⑧ 土木】

○ 港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施

港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止することを目的として、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【4-3②, 5-5⑪ 土木】

○ 港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。【4-3③, 5-5⑫ 土木】

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

○ 災害救助法適用時の金融支援に向けた金融機関との連携

災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。【4-4① 産労】

○ 災害時における県債務の円滑な支払業務体制の確保

障害発生時における電子的支払手段の機能について、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携しながら運用・監視業務を継続し、財務会計システムが停止した場合であっても円滑に電子的支払が行えるよう、非常用バックアップデータを利用した支払の仕組みや事務処理手順の周知・説明及び適宜修正を行う。【4-4② 出納】

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

■ 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

重 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

災害時に、基幹の陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-4③, 4-1①, 4-5②, 5-5⑥ 土木】

重 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。【4-5③, 4-7② 農林】

重 支援物資物流体制の整備

県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。

【2-4⑤, 4-5④ 直轄・子福・産労・農林・教育】

○ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-4⑫, 2-6⑩, 4-5⑤, 5-5⑰ 農林】

4-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○ 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進

県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【1-4⑧, 4-6① 農林】

○ 工業用水道施設の老朽化対策及び耐震対策の計画的な実施

工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしている。地震等の災害時においても企業へ工業用水を配水できるように、計画的に老朽化対策及び耐震対策を実施する。【4-6② 企業局】

重 防災重点農業用ため池の安全対策の推進

決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【1-4⑰, 4-6③ 農林】

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

○ 治山施設の整備等による山地災害対策等の推進

治山施設の整備や長寿命化を推進するとともに、森林の持つ土砂流出防止機能等の維持・向上によって、山地災害の未然防止を図る。【4-7① 農林】

■ 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。【4-5③, 4-7② 農林】

○ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、市町村や専門家等と連携し、防護対策や捕獲対策、捕獲獣の利活用、狩猟の担い手の確保・育成など、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。【4-7③ 農林】

○ 農地・農業用施設の機能維持・保全を図るための地域での共同活動の促進

農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池などの機能は、地域での共同活動により維持・保全されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。【4-7④ 農林】

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○ 効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進

メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

【1-3⑤, 5-1① 直轄・総合】

○ ダム放流情報の提供

県内主要ダムの放流情報について、おかやま防災ポータル等を通じ、提供する。

【5-1② 農林・土木】

○ 岡山情報ハイウェイの機能維持のための計画的な機器更新

岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている重要なインフラであるため、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新を実

施する。【5-1③ 総務】

重 感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進

市町村が進めている「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の整備等について、災害時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど、市町村による受入体制整備を促進する。【5-1④ 子福】

○ 観光施設の災害対応力向上の促進

観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等の整備を促進する。【5-1⑤ 産労】

重 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進

老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。また、代替庁舎への衛星通信の整備や移動無線の配置についても推進する。【3-2⑥, 5-1⑥ 直轄】

○ 福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進

大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、DWA T（災害派遣福祉チーム）を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する。【5-1⑦ 子福】

重 高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、個別避難計画作成の促進

高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進め、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。【5-1⑧ 直轄・子福】

○ 災害時における公衆無線LAN環境の確保

災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線LANサービスを継続する。

【5-1⑨ 総務】

重 市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発

市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、普及啓発を図る。【5-1⑩ 直轄】

○ 指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進

想定される災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定

緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。

【2-3④, 5-1⑪ 直轄】

○ 視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進

視聴覚に障害のある人に対し、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるよう、情報伝達方法の多様化を促進する。【5-1⑫ 子福】

○ 水害リスク情報空白域の解消

これまで、洪水予報河川や水位周知河川の洪水浸水想定区域を指定・公表してきたが、それら以外の河川については水害リスク情報が不足していたことから、令和3年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象に「その他の中小河川」が追加された。本県では、水害リスク情報空白域の解消を目的に、すべての県管理河川において、洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模）を指定・公表することにより、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難行動を促すとともに、関係市町村へ洪水浸水想定区域の情報提供を行い、地域防災計画への活用や避難体制等の整備を促す。【5-1⑬ 土木】

○ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、市町村におけるＪアラートにより自動起動する市町村防災行政無線（同報系）や音声告知端末、緊急速報メール等のプッシュ型情報伝達手段の多重化を促進する。また、県防災行政無線中継所施設の提供や技術的助言により、市町村防災行政無線（同報系）の整備を支援する。【5-1⑭ 直轄】

重 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善

総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑫, 5-1⑮ 直轄】

重 地区防災計画の作成促進

県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に専門家を派遣し、作成支援を行う。また、モデル事業で培ったノウハウをまとめたマニュアルを活用し、一層の計画作成の促進を図る。

【1-2⑦, 2-1⑧, 3-2⑭, 5-1⑯ 直轄】

○ 通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進

通信事業者における計画的な関連施設の耐災害性の向上や、平時からの被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、電気事業者等との連携強化、非常用発電機の整備など、災害時の通信確保の取組を促進する。【5-1⑰ 直轄】

○ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検

等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【5-1⑱, 5-2⑦, 5-3⑥ 直轄】

重 幼少期からの防災教育の推進

日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ、継続的に実施する。【5-1⑲ 直轄】

5-2 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

○ 電力供給ルートの多ルート化等

各施設への電力供給ルートの現状を整理し、多ルート化や非常時の電源車の接続が可能な施設を調査・検討し、アクセスルートのマニュアル化や電源車の接続マニュアルを作成することで、安定で継続的な運用を図る。【5-2① 直轄】

重 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保

通信設備の迂回ルートの確保を図るため、通信手段の有線・無線の多重化、主要中継局の環状化を引き続き実施し、障害時の経路交換を柔軟に実施できるよう整備することで安定かつ継続的な通信を確保する。【5-2②, 5-3② 直轄】 **新**

○ 円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進

広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電気事業者等関係機関との連携を推進する。【2-4①, 5-2③ 直轄】

○ 自立・分散型エネルギーの導入促進

地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2④, 5-3④ 環文・農林】

○ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【3-1③, 5-2⑤, 5-5⑬ 警察】

○ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

○ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【5-1⑱, 5-2⑦, 5-3⑥ 直轄】

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

○ 経路途絶による停止のための空輸を含めた複数の搬入ルート確保

各施設への電力供給ルートの現状を整理し、多ルート化や非常時の電源車の接続が可能な施設を調査・検討し、アクセスルートのマニュアル化や電源車の接続マニュアルを作成することで、安定で継続的な運用を図る。【5-3① 直轄】

重 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保

通信設備の迂回ルートの確保を図るため、通信手段の有線・無線の多重化、主要中継局の環状化を引き続き実施し、障害時の経路交換を柔軟に実施できるよう整備することで安定かつ継続的な通信を確保する。【5-2②, 5-3② 直轄】**新**

○ 緊急用LPガス調達に係る連携強化

県LPガス協会と災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。【2-4④, 5-3③ 直轄】

○ 自立・分散型エネルギーの導入促進

地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2④, 5-3④ 環文・農林】

○ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

○ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【5-1⑩, 5-2⑦, 5-3⑥ 直轄】

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

○ 災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進

日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧を目的とした防災訓練等を引き続き行い、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。【5-4① 保医】

重 水道施設の計画的な耐震化の促進

水道施設基幹管路耐震化率が25.6%（R4）となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-4⑥, 5-4② 保医】

○ 下水道ＢＣＰの定期的な見直し、実効性の向上

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村の下水道ＢＣＰの定期的な見直しを進める。また、下水道ＢＣＰに基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【5-4③ 土木】

○ 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進

今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るため、流域下水道施設及び市町村下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進する。【5-4④ 土木】

○ 下水道施設の耐震化の推進等

流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-7①, 5-4⑤ 土木】

重 合併処理浄化槽の設置促進

市町村と連携した補助事業の実施により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。【5-4⑥ 環文】

○ 農業集落排水施設の計画的な老朽化対策の促進

市町村が管理する農業集落排水施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、市町村が策定した個別施設計画（最適整備構想）に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【5-4⑦ 農林】

5-5 陸上海上航空交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

○ 岡山桃太郎空港の機能維持・復旧のための体制確保

岡山桃太郎空港について、事業継続計画（A2-BCP）に基づき、空港関係者と連携し、災害時における空港の機能維持・復旧のための体制を確保する。【2-5⑥, 5-5① 県民】

○ 岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進

岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、機能確保を図る。【2-2③, 5-5② 県民】

○ 漁港施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

漁港施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修等を着実に実施する。【5-5③ 農林】

重 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、

橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。【5-5⑤ 土木】

■ 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-4③, 4-1①, 4-5②, 5-5⑥ 土木】

○ 緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進

道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5⑦ 土木】

○ 計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進

海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【4-3①, 5-5⑧ 土木】

○ 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進

公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5③, 5-5⑨ 直轄・県民】

■ 広域道路ネットワーク整備の推進

南海トラフ地震等の大規模災害等において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要であり、関係市町村や関係団体との連携を強化し、国やNEXCO等に対して引き続き整備推進を働きかける。また、高速道路を補完する地域高規格道路や国直轄の道路について、国や岡山市等と連携しながら、引き続き未供用区間の整備を進める。【5-5⑩ 土木】

○ 港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施

港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止することを目的として、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【4-3②, 5-5⑪ 土木】

○ 港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。

【4-3③, 5-5⑫ 土木】

○ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の

信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【3-1③, 5-2⑤, 5-5⑬ 警察】

重 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑫, 2-4⑨, 5-5⑭ 土木】

○ 道路橋梁維持管理計画に基づく橋梁の長寿命化対策の推進

橋梁の老朽化に伴い、道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、岡山県道路橋梁維持管理計画に基づく計画的な点検、補修により長寿命化対策を推進し、機能を維持する。

【5-5⑮ 土木】

○ 道路通行規制システムの障害発生防止策の検討・実施等

災害時においても、道路通行規制システムにより道路利用者へ道路規制情報を提供できるよう、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を実施する。また、災害時に規制情報を迅速に発信するため、より効率的に業務が実施できるシステム改修を行うほか、システムの積極的な利用を促進する。【5-5⑯ 土木】

○ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-4⑫, 2-6⑩, 4-5⑤, 5-5⑰ 農林】

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○ 県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化

県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。

【3-2③, 6-1① 直轄】

重 他県との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練の実施やマニュアルの見直し、課題解決に向けたワーキンググループの開催などにより、実効性を高める。

【3-2⑬, 6-1② 直轄】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【重】 建設産業の人材確保支援

建設産業が道路や河川など社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く県民に周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への入職を促進する。【6-2① 土木】

○ 県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」による技術的な支援活動の実施

大規模災害時には、市町村の技術職員が不足し、技術力の低下が懸念されることが想定されるため、市町村からの要請に基づき、県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、公共土木施設の災害復旧事業に係る技術的な支援活動を実施する。

【6-2② 土木】

○ 高校生の建設業でのインターンシップ等の充実

土木専門学科を有する高等学校生徒の建設業でのインターンシップ受入れ増加に向けた取組を推進する。【6-2③ 教育】

【重】 災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援

災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）の構成員である県社会福祉協議会、NPO団体等と平常時から連携するとともに、各地域による県域ネットワークの重要性への理解を深め、情報共有、研修等を通じて、地域における災害対応力の向上を支援する。

【6-2④ 県民】

○ 災害救援専門ボランティアの新規登録の推進、既登録者のスキルアップ

県が主体となり、災害救援専門ボランティアの種類ごとの新規登録を推進するとともに、既登録者のスキルアップを図るため、実践型訓練を行う。【6-2⑤ 県民】

【重】 障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化

「大規模災害発生時における支援協定」を締結している建設業界団体との連携を強化し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。【6-2⑥ 土木】

○ 大学生災害ボランティア活動の促進

「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」締結の大学と協力し、大学生のボランティア意識の向上と災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修会を開催する。

【6-2⑦ 県民】

○ 外国人被災者に対する支援活動体制づくり

県内の在住外国人の生活面の支援を行う「地域共生サポーター」や、通訳、翻訳により外国人を支援する災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）を養成するとともに、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練を実施し、外国人被災者への迅速かつ円滑な支援活動を実施する体制づくりに取り組む。【6-2⑧ 県民】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

重 県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の見直しの促進

県災害廃棄物処理対策業務マニュアルを活用した定期的な訓練や研修を通じて、市町村に対し必要な情報提供、助言等を行い、市町村において策定されている災害廃棄物処理計画をより実効性のある計画となるよう見直しを促す。【6-3① 環文】

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 地籍調査実施の支援

災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を実施する市を支援しながら、取組を着実に進める。【6-4① 県民】

○ 被災者の住まいの確保に向けた体制整備

災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなどの事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど体制の整備を図る。【6-4② 土木】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 岡山県文化財等救済ネットワークの連携強化の推進

民間団体（大学・建築士会）等とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。【6-5① 教育】

○ 文化財の適切な保存・活用の推進

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する。【6-5② 教育】

○ 文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等

文化財施設について、災害時における利用者の安全性の確保及び文化財の保護のため、施設等の防災対策を実施するとともに、迅速に復興できるよう適切な老朽化対策、維持管理を実施する。【6-5③ 土木】

6－6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

○ 風評被害の防止

災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。【6-6① 産労・農林】

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

16の施策分野（11の個別施策分野と5の横断的分野）ごとの推進方針及び計画の進捗管理に活用する指標とその目標は、次のとおりとする。

各分野の推進方針は、必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、関係する部局間で連携し、データや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう配慮する。

＜個別施策分野の推進方針＞ ※ 重:重点化した推進方針 新:新規の推進方針

（1）行政機能／警察・消防等／防災教育等

1 タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進

県及び市町村、防災関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する。

【1-5① 直轄】

2 岡山県庁BCPの継続的な見直し

岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルによる計画見直しを継続的に行い、災害時の業務継続体制の確保を図る。

【3-2① 直轄】

3 学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施

大規模災害時に児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、学校近隣の災害リスク等を考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施する。

【1-3② 教育】

4 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。【3-2② 直轄】

5 救援活動等、社会貢献できる人材の育成研修の実施

災害時の救援活動等の実践力を身に付けるための研修を計画的に実施し、社会貢献できる人材の育成を推進する。【1-3③ 教育】

6 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

重 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑤, 1-2②, 1-3④, 1-5③, 2-1①, 3-1① 警察】

7 警察署の計画的な耐震化の推進

耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘（きょうあい）化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-1②, 3-1② 警察】

8 県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化

県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。

【3-2③, 6-1① 直轄】

9 市町村庁舎の計画的な耐震化の推進

重 岡山県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、防災拠点となる市町村庁舎の耐震改修を計画的に進める。【3-2④ 土木】

10 県の重要システムに関するＩＣＴ－ＢＣＰの定期的な運用訓練や内容の充実

県の重要な情報システムについて、災害時にＩＣＴ－ＢＣＰ（ＩＣＴ部門の業務継続計画）が機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題をＩＣＴ－ＢＣＰに反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を進める。【3-2⑤ 総務】

11 県消防防災ヘリによる救助・物資輸送・救急搬送訓練の実施

道路寸断等のため孤立地域が発生した場合を想定し、県消防防災ヘリコプターによる救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行い、災害対応力の向上を図る。【2-6② 直轄】

12 市町村ＢＣＰの継続的な見直しの促進

各市町村ＢＣＰについて、計画の実効性を確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえるよう、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直しを促進する。【3-2⑨ 直轄】

13 市町村の受援計画の策定促進

大規模災害時の被災による市町村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、市町村の受援計画策定を促進する。【3-2⑩ 直轄】

14 指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進

想定される災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。

【2-3④, 5-1⑪ 直轄】

15 自衛隊等の円滑な受援体制の構築

全国から派遣される自衛隊、消防等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時応援受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制の構築を図る。【2-1③ 直轄】

16 初期消火体制の充実

火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防本部と消防団、自主防災組織などとの連携を促進する。【1-2③ 直轄】

17 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化

重 消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-1⑤ 直轄】

18 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

重 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑪, 1-2⑤, 1-3⑥, 1-5⑦, 2-1⑦ 直轄】

19 水防体制の充実強化

水防団と、水防本部、市町村等水防管理団体との重要水防箇所など水防に関する情報共有や連絡体制の強化を促進するとともに、水防活動を担う消防団員等を対象として、堤防等の巡視のポイントや水防工法など水防技術向上に係る研修を実施するなど、水防体制の充実強化を図る。【1-4⑭ 土木】

20 先進的・実践的な防災教育の普及

新たな防災教育の指導・教育手法の開発や、予告なしを含めた工夫した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果の県内への普及を図る。【1-3⑦ 教育】

21 他県との相互連携・応援体制の充実

重 大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練の実施やマニュアルの見直し、課題解決に向けたワーキンググループの開催などにより、実効性を高める。
【3-2⑬, 6-1② 直轄】

22 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施

重 南海トラフ地震をはじめとした大規模地震を想定し、関係市町村及び県、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な防災訓練を実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などへの住民参加を広く促し、関係機関の災害対応力の強化や、住民の安全な避難誘導体制の確保を図る。【1-3⑨ 直轄】

23 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、県、市町及び防災関係機関等が連携し、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備を図る。【1-3⑩ 直轄】

24 避難所における感染症等の感染拡大防止に向けた公的備蓄計画の見直し

避難所における感染症等の感染拡大防止を図るため、必要な物資を追加するなど、県・市町村の公的備蓄計画を見直す。【2-4⑬ 直轄・保医・子福】

25 防災意識の普及啓発

重 ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。【1-3⑪, 1-5⑩ 直轄】

26 幼少期からの防災教育の推進

重 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ、継続的に実施する。【5-1⑱ 直轄】

(2) 住宅・都市

1 住宅・建築物の耐震化促進等

重 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。また、不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【1-1① 土木】

2 大規模盛土造成地の安全性把握調査等の促進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地において市町村が実施している安全性把握調査等が円滑に進むよう、各市町村や箇所毎の課題に応じた技術的支援などを行う。【1-1② 土木】

3 盛土等に伴う災害防止の取組の推進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）により盛土等の分布把握や現地調査などを進め、既存盛土等の安全性の把握に繋げる。また、把握した既存盛土等の経過観察を継続して行うことにより危険性を早期発見し、土地所有者等による対策工事を促進することで盛土災害防止を推進する。

【1-1③ 土木】

4 円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進

広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電気事業者等関係機関との連携を推進する。

【2-4①, 5-2③ 直轄】

5 下水道施設の耐震化の推進等

流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-7①, 5-4⑤ 土木】

6 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。【5-5⑤ 土木】

7 災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進

安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。

【1-4⑩, 1-5⑤ 土木】

8 災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進

日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧を目的とした防災訓練等を引き続き行い、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。

【5-4① 保医】

9 照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化促進

屋内運動場等の照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、耐震対策を促進し早期完了を目指す。【1-1⑩ 教育】

10 水道施設の計画的な耐震化の促進

重 水道施設基幹管路耐震化率が25.6%（R4）となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-4⑥, 5-4② 保医】

11 大規模商業施設等の防火対策の促進

火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-2⑥ 直轄】

12 被災者の住まいの確保に向けた体制整備

災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなどの事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど体制の整備を図る。【6-4② 土木】

13 不特定多数が集まる都市公園施設の防災・老朽化対策、維持管理

不特定多数が集まる県有都市公園施設について、災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる園内の施設、設備が有効に機能するよう、適切な防災・老朽化対策、維持管理を行うとともに、市町村管理の公園についても、災害発生時に有効となる機能の確保を促進する。【1-1⑬ 土木】

14 補助制度を活用した私立学校施設の耐震化促進

私立学校に対し、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を積極的に実施するよう促し、私立学校施設の耐震化の促進を図る。【1-1⑮ 総務】

15 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑧, 1-4⑯, 1-5⑨ 土木】

16 公立学校施設の浸水対策促進

市町村に対して、学校施設の浸水・土砂災害対策、防災機能強化等に係る事例集・手引の周知を図るなど、対策を促進する。【1-4⑱ 教育】 **新**

(3) 保健医療・福祉

1 DMA Tの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進

重 被災者や新興感染症り患者の救命率の向上を図るため、全ての災害拠点病院が保有するDMA Tについて、隊員の養成・確保や、各病院における複数チームの保有、隊員の技能維持・向上、消防・感染症対策関係機関等との連携強化を促進する。【2-2① 保医】

2 医療機関のBCP策定促進

重 大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、感染症対策を行いながら、医療提供機能を維持し医療業務を継続できるよう、医療機関におけるBCPの策定を促進する。
【2-2② 保医】

3 感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を活用した避難所運営

重 災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、「避難所運営マニュアル」を活用し、早期に避難所を開設・運営し、衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える。【2-3① 直轄】

4 感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進

重 市町村が進めている「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の整備等について、災害時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど、市町村による受入体制整備を促進する。【5-1④ 子福】

5 救急医療活動等に必要な非常用電源確保の促進

災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、DMA Tが行う救急医療活動やDPATの行う精神科医療及び精神保健活動、広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、可搬式の発電機やバッテリーの整備、非常用電源の確保を促進する。【2-2④ 保医】

6 広域医療搬送拠点の運営円滑化に向けた関係機関の連携強化

県内の医療機関で対応不可能な人数の傷病者が生じた場合に、他都道府県等に傷病者を搬送するために岡山桃太郎空港に設置する広域医療搬送拠点の運営を円滑に行えるよう、定期的に訓練等を実施し、DMA T・医療機関・消防・感染症対策関係機関等との連携強化を図る。【2-2⑥ 保医】

7 災害拠点病院等における水や燃料の備蓄、衛星通信環境の確保の促進

災害時に水や電力の供給又は通信が途絶した場合でも、災害拠点病院等が病院の基本的な機能を維持することができるよう、水や自家発電機用燃料の備蓄、衛星通信環境の確保を促進する。【2-2⑦ 保医】

8 災害拠点病院等の耐震化促進

重 医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。
【1-1⑧, 2-2⑧ 保医】

9 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-2⑨, 2-3②, 2-7② 保医】

10 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の隊員養成等による運用体制整備

「災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）」の隊員としての活動に必要な養成研修の受講を促進するなど、運用体制の整備を図る。【2-2⑩ 保医】

11 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の隊員養成等による運用体制整備

「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」運営協議会の開催や、隊員養成研修の受講を促進するほか、国、県が実施する災害時医療に係る訓練等に参加する。【2-3③ 保医】

12 視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進

視聴覚に障害のある人に対し、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるよう、情報伝達方法の多様化を促進する。【5-1⑫ 子福】

13 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進

重 社会福祉施設や医療施設は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を促進する。【1-1⑨ 子福】

14 津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導體制整備の促進

津波による被害が想定される社会福祉施設や医療施設における具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル作成など、災害時の避難誘導體制整備を促進する。
【1-3⑧ 保医・子福】

15 避難所における感染症のまん延防止対策の推進

避難所における感染症のまん延を防止するため、市町村において、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づく避難所の適切な消毒や換気等、必要な措置が確実に実施されるよう、まん延防止に関する知識等の普及や適切な助言に努める。【2-3⑤ 保医】

16 避難所における感染症対策の促進

避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施するなど、感染症対策を促進する。【2-7③ 直轄】

17 福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進

大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、D W A T（災害派遣福祉チーム）を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する。【5-1⑦ 子福】

18 予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進

県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進

し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-3⑥, 2-7④ 保医】

19 陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化

陸路の閉塞時や島しょ部においては、ヘリコプターを活用することで救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携の強化を図る。【2-2⑬ 直轄・保医】

(4) エネルギー

1 県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進

災害により水島コンビナートに立地する企業の操業に甚大な影響が及ぶことのないよう、消防保安・防災、土木、産業労働等の県関係部局が連携し、水島コンビナートの強靱化を促進する。【4-2② 直轄・産労・土木】

2 水島コンビナートの防災体制の強化

重 水島コンビナートについて、関係機関と連携して、既存設備の耐震性能の向上や、保安検査体制の強化に努めるとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて、防災体制の強化を図る。【4-2③ 直轄】

3 自立・分散型エネルギーの導入促進

地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2④, 5-3④ 環文・農林】

(5) 金融

1 災害救助法適用時の金融支援に向けた金融機関との連携

災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。

【4-4① 産労】

2 災害時における県債務の円滑な支払業務体制の確保

障害発生時における電子的支払手段の機能について、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携しながら運用・監視業務を継続し、財務会計システムが停止した場合であっても円滑に電子的支払が行えるよう、非常用バックアップデータを利用した支払の仕組みや事務処理手順の周知・説明及び適宜修正を行う。【4-4② 出納】

(6) 情報通信

1 経路途絶による停止のための空輸を含めた複数の搬入ルート確保

各施設への電力供給ルートの現状を整理し、多ルート化や非常時の電源車の接続が可能な施設を調査・検討し、アクセスルートのマニュアル化や電源車の接続マニュアルを作成することで、安定で継続的な運用を図る。【5-3① 直轄】

2 ダム放流情報の提供

県内主要ダムの放流情報について、おかやま防災ポータル等を通じ、提供する。
【5-1② 農林・土木】

3 電力供給ルートの多ルート化等

各施設への電力供給ルートの現状を整理し、多ルート化や非常時の電源車の接続が可能な施設を調査・検討し、アクセスルートのマニュアル化や電源車の接続マニュアルを作成することで、安定で継続的な運用を図る。【5-2① 直轄】

4 岡山情報ハイウェイの機能維持のための計画的な機器更新

岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている重要なインフラであるため、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新を実施する。【5-1③ 総務】

5 孤立可能性のある集落等での通信確保

重 災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。【2-6③ 直轄】

6 災害時における公衆無線LAN環境の確保

災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線LANサービスを継続する。
【5-1⑨ 総務】

7 通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進

通信事業者における計画的な関連施設の耐災害性の向上や、平時からの被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、電気事業者等との連携強化、非常用発電機の整備など、災害時の通信確保の取組を促進する。【5-1⑪ 直轄】

8 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【5-1⑬, 5-2⑦, 5-3⑥ 直轄】

(7) 産業構造

1 工業用水道施設の老朽化対策及び耐震対策の計画的な実施

工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしている。地震等の災害時においても企業へ工業用水を配水できるように、計画的に老朽化対策及び耐震対策を実施する。【4-6② 企業局】

2 地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進、県内企業の育成

大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む。【4-1② 産労】

3 中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上

重 平成30年7月豪雨、能登半島地震による災害及び、新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。【4-1③ 産労】

4 被災企業等への県融資制度の周知

県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、有事に備えた対策や有事の際の事業継続等に必要な資金としての活用が進むよう、制度の周知を図る。【4-1④ 産労】

5 風評被害の防止

災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。【6-6① 産労・農林】

(8) 交通・物流

1 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進

公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5③, 5-5⑨ 直轄・県民】

2 コンビナート周辺の港湾施設の適切な維持管理

コンビナート周辺の港湾施設について、被災時に機能不全に陥らないよう、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう指導を行う。【4-2① 土木】

3 岡山桃太郎空港の機能維持・復旧のための体制確保

岡山桃太郎空港について、事業継続計画（A2-BCP）に基づき、空港関係者と連携し、災害時における空港の機能維持・復旧のための体制を確保する。【2-5⑥, 5-5① 県民】

4 観光施設の災害対応力向上の促進

観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等の整備を促進する。【5-1⑤ 産労】

5 橋梁の耐震化推進

重 南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1④, 2-2⑤, 2-6①, 4-5①, 5-5④ 土木】

6 橋梁の倒壊・流失防止対策の推進

橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがあるため、適切な点検と評価に基づいた対策を推進する。
【1-4⑨, 2-4② 土木】

7 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

重 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。
【2-4③, 4-1①, 4-5②, 5-5⑥ 土木】

8 緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進

道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5⑦ 土木】

9 計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進

海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【4-3①, 5-5⑧ 土木】

10 孤立可能性のある集落等での備蓄の促進

災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村による公的備蓄と併せて、集落単位での分散備蓄及び家庭での備蓄を促進する。【2-6④ 直轄】

11 広域道路ネットワーク整備の推進

重 南海トラフ地震等の大規模災害等において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要であり、関係市町村や関係団体との連携を強化し、国やNEXCO等に対して引き続き整備推進を働きかける。また、高速道路を補完する地域高規格道路や国直轄の道路について、国や岡山市等と連携しながら、引き続き未供用区間の整備を進める。【5-5⑩ 土木】

12 港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施

港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止することを目的として、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【4-3②, 5-5⑪ 土木】

13 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。【3-1③, 5-2⑤, 5-5⑬ 警察】

14 地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進

災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。【2-6⑥ 土木】

15 中山間地域の交通難所改善

重 中山間地域の交通難所の改善に向け、効率的な道路整備に努めているが、災害時、集落へ接続する生活道路が通行不能となった場合、長期にわたる孤立集落の発生が懸念されるため、市町村道や農林道等の施設管理者と連携し、地域の実情を踏まえながら、緊急性の高い交通難所を優先して計画的な整備を進める。【2-6⑦ 土木】

16 島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理

災害時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐため、島しょ部を有する市と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、離島航路の発着となる県管理港湾・漁港の係留施設等の適切な維持管理を行うとともに、関係市と連携し、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。【2-6⑧ 県民・農林・土木】

17 道の駅の防災機能や防災体制の強化

地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、国の動向に注視した上で設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。【2-4⑧, 2-5⑤ 土木】

18 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

重 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑫, 2-4⑨, 5-5⑭ 土木】

19 道路橋梁維持管理計画に基づく橋梁の長寿命化対策の推進

橋梁の老朽化に伴い、道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、岡山県道路橋梁維持管理計画に基づく計画的な点検、補修により長寿命化対策を推進し、機能を維持する。

【5-5⑮ 土木】

20 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-2⑪, 2-4⑩, 2-6⑨, 5-2⑥, 5-3⑤ 土木】

21 道路通行規制システムの障害発生防止策の検討・実施等

災害時においても、道路通行規制システムにより道路利用者へ道路規制情報を提供できるよう、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を実施する。また、災害時に規制情報を迅速に発信するため、より効率的に業務が実施できるシステム改修を行うほか、システムの積極的な利用を促進する。【5-5⑯ 土木】

22 放置艇対策の推進

所有者の特定調査を進め、適正な保管や処分を促すための意識啓発を図るなど、関係機関と連携し、放置等禁止区域の指定等の実効性の高い取組を推進する。【4-2④ 農林・土木】

(9) 農林水産

1 治山施設の整備等による山地災害対策等の推進

治山施設の整備や長寿命化を推進するとともに、森林の持つ土砂流出防止機能等の維持・向上によって、山地災害の未然防止を図る。【4-7① 農林】

2 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進

重 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。【4-5③, 4-7② 農林】

3 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、市町村や専門家等と連携し、防護対策や捕獲対策、捕獲獣の利活用、狩猟の担い手の確保・育成など、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。【4-7③ 農林】

4 農業水利施設の排水機能の確保

雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、県や市町村が造成した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止に向けた計画的な予防保全対策の実施、市町村が管理する排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。【1-4⑮ 農林】

5 農地・農業用施設の機能維持・保全を図るための地域での共同活動の促進

農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池などの機能は、地域での共同活動により維持・保全されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。【4-7④ 農林】

6 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-4⑫, 2-6⑩, 4-5⑤, 5-5⑰ 農林】

7 防災重点農業用ため池の安全対策の推進

重 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【1-4⑰, 4-6③ 農林】

8 林道の整備や調査・点検及び長寿命化の促進

林道の整備や適切な維持管理を図るため、市町村がインフラ長寿命化計画等に基づき実施する林道橋の調査・点検及び計画的な長寿命化対策等を促進する。【2-6⑪ 農林】

(10) 国土保全

1 計画的な河川改修等の推進

重 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、ハード対策として、計画的な河川改修や既存ダムの有効活用、河道掘削や樹木伐採といった河道内整備、危機管理型ハード対策（天端舗装等）等を進めるとともに、ソフト対策として、河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき、河川監視カメラの画像や雨量・水位・ダム情報等防災情報提供の充実及び、観測・防災施設の安定性の向上を図る。また、流域のあらゆる関係者が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトを推進する。

【1-4① 土木】

2 ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進

重 近年、激甚化・頻発化する土砂災害から県民の生命・財産を守り、暮らしの安全を確保するため、土砂災害のおそれがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に施設整備を行うとともに、高精度地形情報等から抽出した土砂災害警戒区域の指定等、ソフト対策も積極的に進めるなど、ハード・ソフト両面から土砂災害防止対策を推進する。

【1-5② 土木】

3 下水道施設の計画的な整備、維持管理の促進

雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため、市町村における、過去の浸水実績等の把握による排水ポンプ場、雨水管渠（きょ）等の下水道施設の計画的な整備や維持管理を促進する。【1-4③ 土木】

4 河川堤防の耐震点検の実施

地震後の二次災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフ地震により、液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む。

【1-4⑥ 土木】

5 海岸保全施設の計画的整備の推進

重 「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化及び老朽化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。【1-3①, 1-4⑦ 農林・土木】

6 県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」による技術的な支援活動の実施

大規模災害時には、市町村の技術職員が不足し、技術力の低下が懸念されることが想定されるため、市町村からの要請に基づき、県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、公共土木施設の災害復旧事業に係る技術的な支援活動を実施する。

【6-2② 土木】

7 児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施

重 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地においては、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除対策を実施する必要があるため、関係行政機関及び関係団体等との連絡会議の開催を通じて、平時から必要な情報

共有や対策の検討を行うとともに、大雨が予想される際の児島湖内及び用水路の事前水位低下や連絡体制の強化、各機関が所管する排水機場等の計画的な整備を実施する。

【1-4⑫ 農林・土木】

8 地籍調査実施の支援

災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を実施する市を支援しながら、取組を着実に進める。【6-4① 県民】

9 不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理

自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。

【1-1⑭, 1-5⑧ 環文】

(11) 環境

1 県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の見直しの促進

重 県災害廃棄物処理対策業務マニュアルを活用した定期的な訓練や研修を通じて、市町村に対し必要な情報提供、助言等を行い、市町村において策定されている災害廃棄物処理計画をより実効性のある計画となるよう見直しを促す。【6-3① 環文】

2 合併処理浄化槽の設置促進

重 市町村と連携した補助事業の実施により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。【5-4⑥ 環文】

3 有害物質の大規模拡散、流出防止のための資機材整備、訓練実施の促進等

毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促す。【4-2⑤ 保医】

4 有害物質使用施設等への継続した指導、モニタリング体制の確保

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の確保を図る。【4-2⑥ 環文】

＜横断的分野の推進方針＞ ※ **重**: 重点化した推進方針 **新**: 新規の推進方針

(A) リスクコミュニケーション

1 オフィス・商業ビル等の火災予防対策の促進等

市町村は、オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行い、県は、住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LPガス放出防止装置の設置などに関する火災予防啓発活動について、市町村と連携して取り組む。【1-2① 直轄】

2 岡山県文化財等救済ネットワークの連携強化の推進

民間団体（大学・建築士会）等とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。【6-5① 教育】

3 下水道BCPの定期的な見直し、実効性の向上

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村の下水道BCPの定期的な見直しを進める。また、下水道BCPに基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【5-4③ 土木】

4 帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討

大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。【2-5② 教育】

5 高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、個別避難計画作成の促進

重 高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進め、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。【5-1⑧ 直轄・子福】

6 市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発

重 市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、普及啓発を図る。【5-1⑩ 直轄】

7 事業所に対する従業員の一時帰宅抑制等の周知・協力要請

帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運行状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う。【2-5④ 直轄】

8 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進

重 災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。【1-5⑥, 2-1④ 直轄】

9 水害リスク情報空白域の解消

これまで、洪水予報河川や水位周知河川の洪水浸水想定区域を指定・公表してきたが、それら以外の河川については水害リスク情報が不足していたことから、令和3年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象に「その他の中小河川」が追加された。本県では、水害リスク情報空白域の解消を目的に、すべての県管理河川において、洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模）を指定・公表することにより、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難行動を促すとともに、関係市町村へ洪水浸水想定区域の情報提供を行い、地域防災計画への活用や避難体制等の整備を促す。【5-1⑬ 土木】

10 生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進

防災週間等あらゆる機会での取組や各種メディアを通じ、住民に対する「3日以上、推奨1週間分」の食料・水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-4⑦ 直轄】

11 地区防災計画の作成促進

重 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に専門家を派遣し、作成支援を行う。また、モデル事業で培ったノウハウをまとめたマニュアルを活用し、一層の計画作成の促進を図る。
【1-2⑦, 2-1⑧, 3-2⑭, 5-1⑯ 直轄】

12 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進

重 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、計画が未作成の施設がある中、新たな浸水想定区域の指定等により、計画策定が必要な要配慮者利用施設の増加が見込まれるため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について働きかける。
【1-5⑪ 直轄・総務・保医・子福・土木・教育】

(B) 人材育成

1 建設産業の人材確保支援

重 建設産業が道路や河川など社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く県民に周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への入職を促進する。【6-2① 土木】

2 高校生の建設業でのインターンシップ等の充実

土木専門学科を有する高等学校生徒の建設業でのインターンシップ受入れ増加に向けた取組を推進する。【6-2③ 教育】

3 災害救援専門ボランティアの新規登録の推進、既登録者のスキルアップ

県が主体となり、災害救援専門ボランティアの種類ごとの新規登録を推進するとともに、既登録者のスキルアップを図るため、実践型訓練を行う。【6-2⑤ 県民】

4 自主防災活動リーダーの養成推進

重 活動を始めたばかりの自主防災組織のリーダー、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進する。【3-2⑪ 直轄】

5 消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備

県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施しているが、近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備に取り組む。また、救急救命士等の養成、確保に努める。【2-1⑥ 直轄】

6 大学生災害ボランティア活動の促進

「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」締結の大学と協力し、大学生のボランティア意識の向上と災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修会を開催する。【6-2⑦ 県民】

7 避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成

大規模災害時、多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修などを通じ、県内外において、円滑に遂行できる職員を育成する。【3-2⑮ 直轄】

8 外国人被災者に対する支援活動体制づくり

県内の在住外国人の生活面の支援を行う「地域共生サポーター」や、通訳、翻訳により外国人を支援する災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）を養成するとともに、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練を実施し、外国人被災者への迅速かつ円滑な支援活動を実施する体制づくりに取り組む。【6-2⑧ 県民】

(C) 官民連携

1 アダプト団体活動員の高齢化・人員確保対策の検討

県管理河川の除草作業についてはアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動人員の確保が困難となるが見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。【1-4⑩ 土木】

2 緊急用LPガス調達に係る連携強化

県LPガス協会と災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。【2-4④, 5-3③ 直轄】

3 災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援

重 災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）の構成員である県社会福祉協議会、NPO団体等と平常時から連携するとともに、各地域による県域ネットワークの重要性への理解を深め、情報共有、研修等を通じて、地域における災害対応力の向上を支援する。
【6-2④ 県民】

4 支援物資物流体制の整備

重 県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。
【2-4⑤, 4-5④ 直轄・子福・産労・農林・教育】

5 障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化

重 「大規模災害発生時における支援協定」を締結している建設業界団体との連携を強化し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。【6-2⑥ 土木】

6 燃料供給体制の整備

県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。【2-2⑫, 2-4⑪ 直轄】

7 民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進

コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進する。
【2-5① 直轄】

(D) 老朽化対策

1 ダム長寿命化計画に基づく対策の推進

ダム施設機能の信頼性の確保や、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき対策を実施する。【1-4② 土木】

2 岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進

岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、機能確保を図る。【2-2③, 5-5② 県民】

3 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進

今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るため、流域下水道施設及び市町村下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進する。【5-4④ 土木】

4 河川の水門等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

河川の水門等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【1-4④ 土木】

5 河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。
【1-4⑤ 土木】

6 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進

県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【1-4⑧, 4-6① 農林】

7 漁港施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

漁港施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修等を着実に実施する。
【5-5③ 農林】

8 県営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進

県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後、増加する老朽化した住棟に対して、戦略的な維持管理を行う。【1-1⑥ 土木】

9 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進

重 老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。
【1-1⑦, 3-2⑦ 総務】

10 県立学校施設の安全確保や機能維持の推進

重 県立学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋

式化)、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。その中で、個別施設計画に沿って長寿命化改修工事や設備等の定期更新、建替、廃止等の施設マネジメントを実施し、県立学校施設の安全確保や機能維持を図る。【3-2⑧ 教育】

11 港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。【4-3③, 5-5⑫ 土木】

12 砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進

砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5④, 2-6⑫ 土木】

13 治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化の推進

治山施設の機能が適切に発揮されるように、岡山県治山施設個別施設計画に基づき調査・点検を実施し、計画的な長寿命化対策を推進する。【1-4⑬, 2-6⑤ 農林】

14 農業集落排水施設の計画的な老朽化対策の促進

市町村が管理する農業集落排水施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、市町村が策定した個別施設計画（最適整備構想）に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【5-4⑦ 農林】

15 文化財の適切な保存・活用の推進

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する。【6-5② 教育】

16 文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等

文化財施設について、災害時における利用者の安全性の確保及び文化財の保護のため、施設等の防災対策を実施するとともに、迅速に復興できるよう適切な老朽化対策、維持管理を実施する。【6-5③ 土木】

(E) デジタル活用

1 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保

重 通信設備の迂回ルートの確保を図るため、通信手段の有線・無線の多重化、主要中継局の環状化を引き続き実施し、障害時の経路交換を柔軟に実施できるよう整備することで安定かつ継続的な通信を確保する。【5-2②, 5-3② 直轄】 **新**

2 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進

重 老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。また、代替庁舎への衛星通信の整備や移動無線の配置についても推進する。【3-2⑥, 5-1⑥ 直轄】

3 効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進

メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

【1-3⑤, 5-1① 直轄・総合】

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等

全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、市町村におけるJアラートにより自動起動する市町村防災行政無線（同報系）や音声告知端末、緊急速報メール等のプッシュ型情報伝達手段の多重化を促進する。また、県防災行政無線中継所施設の提供や技術的助言により、市町村防災行政無線（同報系）の整備を支援する。【5-1⑭ 直轄】

5 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善

重 総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑫, 5-1⑮ 直轄】

指標及び目標

(全87指標)

重: 重点化した推進方針に係る指標
新: 新規の推進方針に係る指標

(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 15指標

指標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
予告なし避難訓練を行っている学校の割合 新	90.4% (R3)	100% (R10)	3
重 警察災害派遣隊の中国・四国ブロック 訓練の実施回数	1回 (R6)	1回 (毎年)	6
警察署の耐震化率	91% (R6)	96% (R8)	7
重 市町村庁舎の計画的な耐震化の推進	82% (R4)	95% (代替施設の耐震化 率100%) (R7)	9
県ICT—BCP策定システム件数	115件 (R5)	180件 (R10)	10
孤立地域を対象とした訓練の実施回数 新	0回 (R5)	5回 (R10)	11
受援計画を策定した市町村数	19市町 (R6)	27市町村 (R10)	13
重 人口10万人当たり消防団員数	1,362人 (R6)	1,446人 (R10)	17
重 女性消防団員数	706人 (R5)	730人 (R10)	
重 緊急消防援助隊の中国・四国ブロック 訓練の実施回数	1回 (R6)	1回 (毎年)	18
重 中国5県共同防災訓練の実施回数	1回 (R6)	1回 (毎年)	21
重 南海トラフ地震等の大規模地震を想定 した防災訓練実施、参加市町村数	27市町村 (R5)	27市町村 (毎年)	22
南海トラフ地震防災対策推進計画を改定 した市町村数 新	0市町村 (R5)	14市町村 (R10)	23
重 県民満足度調査での「避難場所・避難経 路の確認」を行っている県民の割合	37.2% (R5)	42.5% (R10)	25
重 県民満足度調査での「ハザードマップ の確認」を行っている県民の割合	40.6% (R5)	55.0% (R10)	

(2) 住宅・都市 11指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 住宅耐震化率	82% (R1)	95% (R7) おおむね解消 (R12)	1
重 多数の者が利用する建築物の耐震化率	91% (R4)	95% (R7)	
既存盛土に関する現地調査実施率 (新)	0% (R6)	80% (R10)	3
下水道管路（重要な幹線等）耐震化率	77% (R5)	78% (R10)	5
下水道処理場の耐震化率	49% (R5)	54% (R10)	
災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等を策定している市町数	5市町 (R5)	14市町 (R10) (対象：21市町)	7
市町村立学校耐震化率	99.4% (R5)	100% (R10)	9
市町村立学校の屋内運動場等にある非構造部材（照明、バスケットゴール）の耐震対策実施率 (新)	88.2% (R5)	100% (R10)	
重 水道事業者等における水道施設耐震化計画の策定率	55% (R5)	100% (R10)	10
スプリンクラー設備の設置状況（違反率）	0.11% (R5)	0% (R10)	11
都市計画マスタープランにおいて、平成30年7月豪雨等、近年の頻発、激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災の内容を記載もしくは追記した市町数	10市町 (R5)	15市町 (R10) (対象：21市町)	15

(3) 保健医療・福祉 5指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 災害拠点病院におけるDMATの複数チーム保有率	100% (R5)	100% (毎年)	1
重 福祉避難所の防災訓練等実施市町村数	3市 (R5)	14市町 (毎年)	4
DMAT・医療機関・消防等が参加する訓練等の実施回数	1回 (R5)	1回 (毎年)	6
重 災害拠点病院耐震化率	90.9% (R5)	100% (R10)	8
重 社会福祉施設の耐震化率	88.5% (R2)	92.5% (R10)	13

(4) エネルギー 1 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 コンビナート防災訓練実施回数	1 回 (R6)	1 回 (毎年)	2

(5) 金融 指標なし

(6) 情報通信 1 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
岡山情報ハイウェイの光ファイバーケーブルの備蓄量	5,000メートル (R6)	5,000メートル (R10)	4

(7) 産業構造 1 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 県内中小企業のBCP策定率	製造業 25.5% 小売・卸売業 16.0% (R6)	製造業 30.0% 小売・卸売業 20.0% (R10)	3

(8) 交通・物流 13指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 特に重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	84% (R5)	96% (R10)	5
重 緊急輸送道路とその代替路、物流拠点へのアクセス道路の追加供用延長	41.2km (R6)	56.8km (R10)	7
緊急輸送道路の防災対策済箇所数	264箇所 (R5)	323箇所 (R10)	8
重 地域高規格道路・国直轄道路の追加供用延長	25.2km (R5)	45.8km (R10)	1 1
信号機電源付加装置新設・更新数	9 箇所 (R6)	12箇所 (R10)	1 3
交通情報板新設・更新数	8 箇所 (R6)	7 箇所 (R10)	
交通監視カメラ新設・更新数	11基 (R6)	8 基 (R10)	
重 中山間地域の交通難所改善箇所数	468箇所 (R5)	665箇所 (R10)	1 5

重 トンネル定期点検実施本数（３巡目）	23% (R6)	100% (R10) (対象：86本)	1 8
重 岡山県無電柱化推進計画着手延長	4. 8km (R6)	5. 1km (R10)	
長寿命化対策を実施した橋梁数	25橋 (R5)	200橋 (R10) (対象：269橋)	1 9
道路橋梁の定期点検箇所数（３巡目）	19% (R6)	100% (R10)	
放置艇の隻数 新	5, 812隻 (R4)	1, 136隻 (R10)	2 2

（９）農林水産 5指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
シカ・イノシシの捕獲数	シカ 1. 5万頭/年 イノシシ 3. 0万頭/年 (R2～R5年平均)	シカ 6. 0万頭 イノシシ 12. 0万頭 (R10)	3
県が造成した排水機場の保全対策実施率	60% (R5)	72% (R10)	4
農道橋（延長15m以上）・農道トンネルの保全対策工事実施数	21施設 (R5)	30施設 (R10)	6
重 新たに安全対策を講じたため池数	2, 998箇所 (R5)	3, 723箇所 (R10)	7
林道橋の定期点検実施率	29% (R5)	100% (R10)	8

（10）国土保全 5指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 流下阻害横断構造物や河道拡幅の改修箇所数	21箇所 (R5)	37箇所 (R10)	1
重 河道内整備の実施延長	94km (R5)	200km (R10)	
重 砂防関係施設の整備により、新たに土砂災害の危険性から保全される戸数	330戸 (R5)	1, 200戸 (R10)	2
堤防耐震点検区間数	7 区間 (R5)	14区間 (R10)	4

重護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	防護面積 1,963ha 戸数 20,636戸 (R5)	防護面積 2,280ha 戸数 22,100戸 (R10)	5
------------------------------	--	---	---

(11) 環境 1 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換基数 (新)	76基 (R4)	400基 (R10)	2

(A) リスクコミュニケーション 9 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
住宅用火災警報器設置率	78.0% (R5)	82.3% (R10)	1
下水道BCPの訓練実施自治体数	5自治体 (R5)	27自治体(R10) (対象27自治体)	3
重想定最大規模の降雨に基づく洪水ハザードマップ作成市町数	23市町 (R5)	27市町(R10) (対象:27市町)	6
重想定最大規模の降雨等に基づく内水ハザードマップ作成市町数	11市町 (R5)	13市町(R10) (対象:20市町)	
重想定最大規模の高潮等に基づく高潮ハザードマップ作成市町数	5市町 (R5)	9市町(R10) (対象:9市町)	
重自主防災組織率	87.8% (R5)	93.0% (R10)	8
洪水浸水想定区域を指定・公表した河川の数	134河川 (R5)	517河川 (R7) (対象:517河川)	9
県民満足度等調査での「非常食や水の備蓄」を行っている県民の割合	39.6% (R5)	50.0% (R10)	10
重地区防災計画作成に向けて取り組み始めた地区のある市町村数	11市町村 (R5)	27市町村 (R10)	11

(B) 人材育成 8 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重土木・建築系高校からの就職者のうち建設産業への入職率	66% (R5)	70% (R10)	1
災害救援専門ボランティア新規登録者数	70人 (R5)	400人 (R10)	3

重 自主防災活動リーダー養成研修会参加者数	809人 (R5)	2,000人 (R10)	4
消防学校で教育訓練を実施した消防団員等の人数	消防職員 500人 消防団員 130人 (R5)	消防職員 500人 消防団員 130人 (毎年)	5
大学生災害ボランティア研修会参加大学数	7大学 (R5)	10大学 (毎年)	6
県内外の被災地に派遣できる「チームおかやま」の数	13チーム (R5)	18チーム (R10)	7
地域共生サポーター研修修了者数	732人 (R5)	850人 (R10)	8
災害救援専門ボランティア（外国語通訳・翻訳ボランティア）研修修了者数	860人 (R5)	1,060人 (R10)	

（Ｃ）官民連携 3指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
おかやまアダプト推進事業への参加団体数	1,399団体 (R5)	1,460団体 (R10) (河川関係団体のみ)	1
液化石油ガス販売事業者に対する保安講習会の実施回数	3回 (R6)	3回 (毎年)	2
徒歩帰宅者支援に関する災害時協力協定締結事業者数	14事業者 (R6)	18事業者 (R10)	7

（Ｄ）老朽化対策 7指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
水門等の長寿命化対策を実施する施設数	80施設 (R5)	217施設 (対象:294施設)	4
防潮水門・排水機場の長寿命化対策を実施する施設数	4施設 (R5)	12施設 (対象:14施設)	5
基幹農業水利施設の長寿命化対策実施率	25% (R5)	36% (R10)	6
重 未耐震の県有特定建築物※の耐震化率 ※耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ建物をいう（インフラ施設を除く）。	99% (R5)	100% (R10)	9
重 県立学校施設の個別施設計画に沿った長寿命化に資する改修件数 (新)	14件 (R2～R5年平均)	15件 (毎年)	10

治山施設の調査・点検箇所数	4, 155箇所 (R6)	4, 555箇所 (R10)	1 3
農業集落排水施設の修繕・更新整備実施 処理区数	18処理区 (R5)	25処理区 (R10)	1 4

(E) デジタル活用 2 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
Jアラートにより自動起動する防災行政 無線等、プッシュ型の情報伝達手段を多 重化している市町村の割合	92.6% (R6)	100% (R10)	4
重 県民満足度調査での「スマホアプリ等 を通じて防災情報を入手する」県民の 割合	31.8% (R5)	40.0% (R10)	5

第4章 計画の推進

1 取組の重点化

限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に県土の強靱化を推進するため、第4次プランの内容を踏まえるとともに、国の基本計画との調和を保ちながら、本県が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度など、以下の重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定める。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ 〔 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など 〕
緊急性・切迫性	災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い 〔 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など 〕
施策の進捗状況	全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 〔 対策に係る指標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を図る必要があるか、など 〕
平時の活用	災害時のみならず、平時における活用の有効性 〔 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能するものか、など 〕
国全体の強靱化への貢献	国全体の強靱化に対する貢献の度合い 〔 国の基本計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか、など 〕

【各施策分野における重点化事項】

施策分野	重点化事項（※冒頭の数字は、各施策分野における番号）
(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	6 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等【警察】 9 市町村庁舎の計画的な耐震化の推進【土木】 17 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化【直轄】 18 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等【直轄】 21 他県との相互応援体制の充実【直轄】 22 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施【直轄】 25 防災意識の普及啓発【直轄】 26 幼少期からの防災教育の推進【直轄】
(2) 住宅・都市	1 住宅・建築物の耐震化促進等【土木】 10 水道施設の計画的な耐震化の促進【保医】
(3) 保健医療・福祉	1 DMA Tの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進【保医】

(3)保健医療・福祉	2 医療機関のBCP策定促進【保医】 3 感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」の作成促進【直轄】 4 感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進【子福】 8 災害拠点病院等の耐震化促進【保医】 13 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置の促進【子福】
(4)エネルギー	2 水島コンビナートの防災体制の強化【直轄】
(6)情報通信	5 孤立可能性のある集落等での通信確保【直轄】
(7)産業構造	3 中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上【産労】
(8)交通・物流	5 橋梁の耐震化推進【土木】 7 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【土木】 11 広域道路ネットワーク整備の推進【土木】 15 中山間地域の交通難所改善【土木】 18 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進【土木】
(9)農林水産	2 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進【農林】 7 防災重点農業用ため池の安全対策の推進【農林】
(10)国土保全	1 計画的な河川改修等の推進【土木】 2 ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進【土木】 5 海岸保全施設の計画的整備の推進【農林・土木】 7 児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施【農林・土木】
(11)環境	1 県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進【環文】 2 合併処理浄化槽の設置促進【環文】
(A)リスクコミュニケーション	5 高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、個別避難計画作成の促進【直轄・子福】 6 市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発【直轄】 8 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進【直轄】 11 地区防災計画の作成促進【直轄】 12 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進【直轄・総務・保医・子福・土木・教育】
(B)人材育成	1 建設産業の人材確保支援【土木】 4 自主防災活動リーダーの養成推進【直轄】
(C)官民連携	3 災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援【県民】 4 支援物資物流体制の整備【直轄・子福・産労・農林・教育】 5 障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化【土木】

(D)老朽化対策	9 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進【総務】
	10 県立学校施設の安全確保や機能維持の推進【教育】
(E)デジタル活用	1 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保【直轄】
	2 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進【直轄】
	5 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善【直轄】

2 強靱化の推進方針に基づく主な個別事業

強靱化を進めるため、推進方針に基づく主な個別事業を別冊に記載する。

なお、計画策定後の状況変化等に対応するため、必要に応じ、事業の見直し・追加等を行う。

3 計画の見直し（PDCA）

地域計画策定後は、施策ごとの進捗状況を可能な限り定量的に把握し、全庁的に共有するとともに、設定した目標の達成状況や社会状況の変化等を踏まえ、PDCAサイクルで計画の見直しを行い、県土の強靱化を着実に推進する。

(別紙)

岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化促進等

岡山県耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充など耐震化促進策を検討する必要がある。【土木】

② 大規模盛土造成地の安全性把握調査等の促進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の把握・確認等が重要である。【土木】

③ 盛土等に伴う災害防止の取組の推進

地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等が重要である。【土木】

④ 橋梁の耐震化推進

地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。【土木】

⑤ 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

警察災害派遣隊等の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。【警察】

⑥ 県営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進

県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後老朽化した住棟が増加してくることから、戦略的な維持管理が必要である。
【土木】

⑦ 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進

耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する県有特定建築物については、最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【総務】

⑧ 災害拠点病院等の耐震化促進

不特定多数が集まる施設の耐震化については、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修の支援制度の活用等により一定の進捗が見られるが、防災拠点となる公共施設や医療施設等の耐震化をさらに進める必要がある。【保医】

⑨ 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進

医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を進める必要がある。【子福】

⑩ 照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化促進

市町村立学校施設の耐震化については、多くの建物で対策が進んできたものの、ほとんどの学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、引き続き、照明、バスケットゴールなどの非構造部材を含めた耐震対策を進める必要がある。【教育】

⑪ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

⑫ 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。【土木】

⑬ 不特定多数が集まる都市公園施設の防災・老朽化対策、維持管理

不特定多数が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となる県有都市公園施設の耐震化及び機能の強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が急増するため、災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。【土木】

⑭ 不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理

自然公園における荒廃を未然に防止するため、自然生態系の有する防災・減災機能を維持するとともに、災害時の利用者の安全を確保するため、老朽化した自然公園施設等の再整備を実施するなど、防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【環文】

⑮ 補助制度を活用した私立学校施設の耐震化促進

私立学校施設耐震化率が全国下位に低迷しているため、設置者である学校法人の理解を得ながら、私立学校耐震化促進事業補助金等を積極的に活用した耐震化を進める必要がある。【総務】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① オフィス・商業ビル等の火災予防対策の促進等

オフィス・商業ビル等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置など火災予防設備の設置を促進する必要がある。【直轄】

② 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

警察災害派遣隊等の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。【警察】

③ 初期消火体制の充実

消防本部の充実強化を図るとともに、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。【直轄】

④ 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化

県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。【直轄】

⑤ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

⑥ 大規模商業施設等の防火対策の促進

火災による甚大な被害のおそれがある大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利を確保する必要がある。【直轄】

⑦ 地区防災計画の作成促進

大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

⑧ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

防火地域等の指定、市街地再開発事業の推進などにより、都市の防災対策を引き続き進める必要がある。【土木】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

① 海岸保全施設の計画的整備の推進

平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化及び老朽化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。【農林・土木】

② 学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施

学校近隣の災害リスクを考慮した「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練の実施を推進する必要がある。【教育】

③ 救援活動等、社会貢献できる人材の育成研修の実施

災害時に救援活動等ができる実践力を身に付け、社会貢献できる人材を育成することを目的とした研修を行う必要がある。【教育】

④ 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

広域にわたる大規模津波等に係る人命救助、捜索活動に従事するため、警察災害派遣隊等の体制強化や災害用装備資機材の整備・拡充を図る必要がある。【警察】

⑤ 効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進

津波ハザードマップにより浸水が想定される地域の住民、事業所等に浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図るとともに、津波発生時の情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や総合防災情報システムの機能強化、システム操作の習熟、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【直轄・総合】

⑥ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

⑦ 先進的・実践的な防災教育の普及

新たな防災教育の指導・教育手法の開発や予告なしを含めた工夫した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果を、県内に広く普及する必要がある。【教育】

⑧ 津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導体制整備の促進

津波による浸水が想定される医療機関、福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の促進等により、災害時の避難誘導体制を確保する必要がある。

【保医・子福】

⑨ 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施

南海トラフ地震による津波浸水など、大規模な地震による被害が想定される市町村や、県、防災関係機関の緊密な連携の下、多くの住民が参加した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の応急対応能力の向上や住民の安全な避難誘導体制の確立を図る必要がある。【直轄】

⑩ 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、県、市町村及び防災関係機関等が連携し、気象庁から発表される臨時情報に対応した防災体制を確立する必要がある。【直轄】

⑪ 防災意識の普及啓発

気象警報、避難情報の意味や、ハザードマップの見方など、命を守るために重要な防災知識の普及を図るとともに、津波浸水区域での自主防災活動を活性化し、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。【直轄】

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

① 計画的な河川改修等の推進

既往最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況を踏まえた河川改修、台風等出水時の地元水防管理団体による水防活動を実施している。洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修等を進める必要がある。【土木】

② ダム長寿命化計画に基づく対策の推進

岡山県土木部所管ダムについては、施設機能の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく着実な対策を実施する必要がある。【土木】

③ 下水道施設の計画的な整備、維持管理の促進

雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための下水道施設の計画的な整備、維持管理を促進する必要がある。【土木】

④ 河川の水門等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

水門等については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を順次実施しており、今後も着実な対策が必要である。【土木】

⑤ 河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進

防潮水門・排水機場については、長寿命化計画に基づく対策工事を順次実施しており、今後も着実な対策を実施する必要がある。また、堤防や護岸等の整備を地震・液状化対策と合わせて計画的に進めるとともに、長寿命化計画に基づき、施設の信頼性確保、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【土木】

⑥ 河川堤防の耐震点検の実施

県では、洪水対策のための河川改修を優先して実施しているが、地震発生後の二次災害の発生を防止するため、順次、河川管理施設の耐震点検を実施する必要がある。【土木】

⑦ 海岸保全施設の計画的整備の推進

平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化及び老朽化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。【農林・土木】

⑧ 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進

県が造成した農業用ダム等の基幹農業水利施設については、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。【農林】

⑨ 橋梁の倒壊・流失防止対策の推進

橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、倒壊した場合には、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがある。【土木】

⑩ アダプト団体活動員の高齢化・人員確保対策の検討

県管理河川の堤防等については、認定団体による除草作業の実施により、堤防等の河川管理施設の点検の効率化が図られているが、河川の除草については、アダプト活動が補完している状況にあり、今後、高齢化・過疎化によって活動人員の確保が困難となることが見込まれるため、対策を検討する必要がある。【土木】

⑪ 災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進

これまでも災害に配慮した土地利用が行われてきたが、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、一層の適切な土地利用の誘導を図る必要がある。【土木】

⑫ 児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施

児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地では、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町等が緊密に連携して、計画的かつ効果的に内水排除を実施する必要がある。
【農林・土木】

⑬ 治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化の推進

孤立地域等発生防止の観点から、山地災害の未然防止を図る治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化対策を計画的に行う必要がある。【農林】

⑭ 水防体制の充実強化

豪雨災害が多発する中、地域において堤防の巡視や決壊時の通報等の水防活動を担う消防団員の役割は重要性を増していることから、水防本部と水防管理団体が連携し、水防活動を担う消防団員の水防技術を向上させ、水防体制の充実・強化を図る必要がある。【土木】

⑮ 農業水利施設の排水機能の確保

雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、市町村が管理する水路の適切な維持管理を促進する必要がある。【農林】

⑯ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

県では、防災や減災の観点に留意した都市計画区域マスタープランを策定しており、これまで市町が策定する都市計画マスタープランにおいても、防災や減災の観点を盛り込んできた。近年の頻発、激甚化する自然災害に対し一層の防災、減災が図られるよう、市町の都市計画マスタープランの策定、見直しを促進する必要がある。【土木】

⑪ 防災重点農業用ため池の安全対策の推進

決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、市町村と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。【農林】

⑫ 公立学校施設の浸水対策促進

児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める必要がある。【教育】

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

① タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進

災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。【直轄】

② ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進

土砂災害の危険性がある箇所全ての整備には多大な経費と時間を要することから、近年、土砂災害が発生した箇所や保全人家が多い箇所、公共施設等の重要な施設を保全する箇所、土砂・洪水氾濫被害が想定される箇所など、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に整備を行う必要がある。また、高精度地形情報等を用いて新規抽出した箇所について基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定を行うなど、ソフト対策についてもハード対策と合わせて進め、総合的な土砂災害防止対策を推進する必要がある。【土木】

③ 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

多数の死者を発生させないため、被災者救助など実践的な訓練の実施による対処能力の向上や警察災害派遣隊等の体制・機能の強化、災害用装備資機材の整備・拡充を図る必要がある。【警察】

④ 砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進

砂防関係施設について、施設機能の信頼性確保や、長期的な管理経費の縮減・平準化のため、長寿命化計画に基づく施設の点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

⑤ 災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進

これまでも災害に配慮した土地利用が行われてきたが、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、一層の適切な土地利用の誘導を図る必要がある。【土木】

⑥ 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進

県、市町村が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化に取り組んでおり、組織化については一定の改善が見られるものの、引き続き取組を進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、女性や高齢者等にも配慮した避難訓練の実施等、平時からの活動活性化を図る必要がある。【直轄】

⑦ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

⑧ 不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理

自然公園における荒廃を未然に防止するため、自然生態系の有する防災・減災機能を維持するとともに、災害時の利用者の安全を確保するため、老朽化した自然公園施設等の再整備を実施するなど、防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【環文】

⑨ 防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進

県では、防災や減災の観点に留意した都市計画区域マスタープランを策定しており、これまで市町が策定する都市計画マスタープランにおいても、防災や減災の観点を盛り込んできた。近年の頻発、激甚化する自然災害に対し一層の防災、減災が図られるよう、市町の都市計画マスタープランの策定、見直しを促進する必要がある。【土木】

⑩ 防災意識の普及啓発

ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難情報の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、市町村が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を、引き続き行う必要がある。【直轄】

⑪ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【直轄・総務・保医・子福・土木・教育】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、警察、消防、自衛隊、海保等が平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、各種訓練の実施等により、災害対処能力の向上を図る必要がある。また、警察災害派遣隊等について、災害対応力強化のための体制整備、夜間対応も含めた資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】

② 警察署の計画的な耐震化の推進

耐震化が未実施の2警察署のうち、水島警察署は、令和6年度から建替整備工事に着手しており、令和7年度以降玉野警察署についても、基本計画の策定等計画的な建替により耐震化を行う必要がある。【警察】

③ 自衛隊等の円滑な受援体制の構築

全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【直轄】

④ 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進

県、市町村が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化に取り組んでおり、組織化については一定の改善が見られるものの、引き続き取組を進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、女性や高齢者等にも配慮した避難訓練の実施等、平時からの活動活性化を図る必要がある。【直轄】

⑤ 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化

県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。【直轄】

⑥ 消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備

県消防学校等において、消防職員及び消防団員の教育訓練を行っているが、近年の風水害の激甚化や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、消防職員及び消防団員の対応能力をさらに高めるための教育環境を整備する必要がある。また、救急救命士等の養成確保に努める必要がある。【直轄】

⑦ 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等

大規模災害時に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

⑧ 地区防災計画の作成促進

大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① DMA Tの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進

全ての災害拠点病院にDMA Tが配置され、災害発生直後から病院支援、傷病者搬送等を行う体制が整備されているが、さらに各災害拠点病院に配置するDMA Tの複数化やDMA T隊員の技能維持・向上、消防等との連携強化を図る必要がある。【保医】

② 医療機関のBCP策定促進

大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、BCP策定を促進する必要がある。【保医】

③ 岡山桃太郎空港の計画的な老朽化対策の推進

広域医療搬送拠点となる岡山桃太郎空港の機能確保のため、施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。【県民】

④ 救急医療活動等に必要な非常用電源確保の促進

DMA Tの救急医療活動やDPA Tの精神保健活動、広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、持ち運びが可能な発電機やバッテリーを必要に応じて整備するなど、非常用電源の確保を図る必要がある。【保医】

⑤ 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時に、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める必要がある。【土木】

⑥ 広域医療搬送拠点の運営円滑化に向けた関係機関の連携強化

県はDMA T指定機関等と災害派遣医療チーム等の派遣に関する協定を締結しているが、災害派遣医療チーム等の派遣要請等を迅速に行うことができるよう、訓練の実施等を通じ、連携強化を図る必要がある。【保医】

⑦ 災害拠点病院等における燃料の備蓄、衛星通信環境及び水の確保の促進

災害拠点病院は自家発電機を整備しており、また、災害拠点病院を含む25（R6年度時点）の医療機関が石油連盟等に施設設備情報を事前提供し、災害時の円滑な燃料供給体制の確保を図っているが、引き続き、医療機関において燃料の備蓄等を進める必要がある。また、災害時において、災害拠点病院の衛星通信環境を確保するとともに、医療機関の機能を維持するための水を確保する必要がある。【保医】

⑧ 災害拠点病院等の耐震化促進

国の交付金を活用して災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化を進め、耐震化率は向上しているが、残る1病院の耐震化をさらに進める必要がある。【保医】

⑨ 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保医】

⑩ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の隊員養成等による運用体制整備

大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催等により運用体制を強化する必要がある。【保医】

⑪ 道路啓開体制の確保

広範囲、多数の道路被害発生時の道路啓開には、各箇所の被災状況や、緊急輸送道路などルートの重要性を勘案の上、関係機関と調整して優先順位を決定することとしているが、災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定についても検討する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、中国地方道路啓開計画岡山県計画（R6.7）を基にした訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

⑫ 燃料供給体制の整備

国と連携し、救急車等緊急通行車両への優先給油を行う中核サービスステーション、病院等の重要施設への燃料配送を行う小口燃料配送拠点、災害時における地域住民の燃料供給拠点となる住民拠点サービスステーションを整備するとともに、県石油商業組合との間で、災害時の優先給油に関する協定を締結しているほか、円滑に燃料供給を行うために燃料調達マニュアルを整備しており、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

⑬ 陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化

陸路の閉塞や島しょ部の被災時においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができるが、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時からの取組により関係機関との連携を強化する必要がある。【直轄・保医】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

① 感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を活用した避難所運営

避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を活用して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。【直轄】

② 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保医】

③ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員養成等による運用体制整備

災害・事故等の緊急時に、専門的なこころのケアが円滑に行われるよう、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」協議会の開催や実践的な訓練や研修を通じて、人材育成と運用体制を強化する必要がある。【保医】

④ 指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進

市町村において、想定される災害の種別や、感染症対策等を踏まえた、適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【直轄】

⑤ 避難所における感染症のまん延防止対策の推進

避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、まん延防止措置を適切に実施する必要がある。【保医】

⑥ 予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進

小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関1箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っているが、今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。【保医】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進

大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、市町村や電気事業者と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。【直轄】

② 橋梁の倒壊・流失防止対策の推進

橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、倒壊した場合には、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがある。【土木】

③ 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

④ 緊急用LPガス調達に係る連携強化

県LPガス協会と災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、講習会や訓練等を通じて関係者の適切な対応や連携を図る必要がある。【直轄】

⑤ 支援物資物流体制の整備

県内流通業者やコンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、大規模災害発生時に、協定締結先からの物資調達や国、他県からの救援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、マニュアルを整備しているが、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄・子福・産労・農林・教育】

⑥ 水道施設の計画的な耐震化の促進

水道施設の耐震化率は、全国平均を下回っており、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する必要がある。【保医】

⑦ 生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進

「3日以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、市町村が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【直轄】

⑧ 道の駅の防災機能や防災体制の強化

現在、国は道の駅を第3ステージとして位置付け、地方創生・観光を加速する拠点として道の駅を活用する取組を進めており、新防災道の駅が全国の安心拠点になることを掲げている。令和3年6月に防災道の駅として、全国で39駅を選定しているが、それ以降の動きはないことから、今後も、国の動向に注視したうえで、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら整備を進める必要がある。【土木】

⑨ 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。【土木】

⑩ 道路啓開体制の確保

電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報共有等について、検討する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う方津波被害については、中国地道路啓開計画岡山県計画（R6.7）を基にした訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

⑪ 燃料供給体制の整備

国と連携し、救急車等緊急通行車両への優先給油を行う中核サービスステーション、病院等の重要施設への燃料配送を行う小口燃料配送拠点、災害時における地域住民の燃料供給拠点となる住民拠点サービスステーションを整備するとともに、県石油商業組合との間で、災害時の優先給油に関する協定を締結しているほか、円滑に燃料供給を行うために燃料調達マニュアルを整備しており、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

⑫ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

⑬ 避難所における感染症等の感染拡大防止に向けた公的備蓄計画の見直し

公的備蓄については、平成28年3月に、県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会で取りまとめ、令和5年1月に5回目の見直しを行った備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。【直轄・保医・子福】

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

① 民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進

コンビニエンスストア等民間事業者との協定により、徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備を行っているが、引き続き、関係市と連携し、支援拠点の拡大を図る必要がある。【直轄】

② 帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討

各公立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、関係者で協議・検討を進める必要がある。【教育】

③ 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進

公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。

【直轄・県民】

④ 事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請

帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う必要がある。【直轄】

⑤ 道の駅の防災機能や防災体制の強化

現在、国は道の駅を第3ステージとして位置付け、地方創生・観光を加速する拠点として道の駅を活用する取組を進めており、新防災道の駅が全国の安心拠点になることを掲げている。令和3年6月に防災道の駅として、全国で39駅を選定しているが、それ以降の動きはないことから、今後も、国の動向に注視したうえで、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら整備を進める必要がある。【土木】

⑥ 岡山桃太郎空港の事業継続体制の確保

岡山桃太郎空港が、災害時においてもその機能を発揮できるよう、事業継続計画に基づき、国土交通省大阪航空局岡山空港出張所、岡山空港ターミナル株式会社など空港関係者と連携し、機能維持や復旧のための体制確保を図る必要がある。【県民】

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時に、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める必要がある。【土木】

② 県消防防災ヘリによる救助・物資輸送・救急搬送訓練の実施

市町村からの要請に基づき、空からの救助や物資の輸送を行う県消防防災ヘリコプターについて、孤立化を想定した救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行う必要がある。【直轄】

③ 孤立可能性のある集落等での通信確保

災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保し、避難所における通信機能の確保を図る必要がある。【直轄】

④ 孤立可能性のある集落等での備蓄の促進

災害時に孤立する可能性のある集落等については、市町村の2次物資拠点から集落への物資輸送手段の確保と併せて、家庭や集落単位での備蓄の促進を図る必要がある。【直轄】

⑤ 治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化の推進

孤立地域等発生防止の観点から、山地災害の未然防止を図る治山施設の整備や調査・点検及び長寿命化対策を計画的に行う必要がある。【農林】

⑥ 地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進

地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。【土木】

⑦ 中山間地域の交通難所改善

中山間地域の交通難所については、市町村等と協議の上で改善箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、未だ多くの交通難所があり、全ての改善には多大な費用と時間を要するため、市町村道や農道等の管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。【土木】

⑧ 島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理

島しょ部の孤立化を防ぐため、海上交通手段の確保や、既存の係留施設等の適正な維持管理が必要である。【県民・農林・土木】

⑨ 道路啓開体制の確保

県建設業協会や西日本高速道路(株)等をはじめとする関係機関との災害時協力協定に基づき、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めているが、さらに、災害発生時において集落への連絡道路が途絶しないよう、市町村道の道路管理者との連携確保が必要である。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、中国地方道路啓開計画岡山県計画(R6.7)を基にした訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。

【土木】

⑩ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

⑪ 林道の整備や調査・点検及び長寿命化の促進

孤立地域等発生防止の観点から、災害時の避難路や迂回路としての機能も持つ林道の整備や適切な維持管理が必要である。【農林】

⑫ 砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進

砂防関係施設の点検・診断、老朽化対策を行う必要がある。【土木】

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

① 下水道施設の耐震化の推進等

下水道施設の被災に伴う未処理水の流出等による衛生環境の悪化を防止するため、地震等においても機能が確保されるよう、耐震化を進める必要がある。【土木】

② 災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化

県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保医】

③ 避難所における感染症対策の促進

避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分な距離や、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。【直轄】

④ 予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進

小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関1箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っているが、今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。【保医】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

① 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等

大規模災害時においても公共の安全と治安の維持を図るため、警察災害派遣隊等について、必要な体制、装備資機材を整備するとともに、関係機関等と連携して実践的な訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を図る必要がある。【警察】

② 警察署の計画的な耐震化の推進

被災による警察機能の低下を防止するため、警察関係庁舎の耐震化を計画的に実施する必要がある。【警察】

③ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備を計画的に実施し、円滑な交通を確保する必要がある。【警察】

3-2 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 岡山県庁BCPの継続的な見直し

岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【直轄】

② 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う必要がある。【直轄】

③ 県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化

県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。

【直轄】

④ 市町村庁舎の計画的な耐震化の推進

耐震性が確保されていない市町村の庁舎については、最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【土木】

⑤ 県の重要システムに関するICT-BCPの定期的な運用訓練や内容の充実

全庁共通システムや税務システムなど、県の重要システムについては、ICT-BCPを策定し、計画の定着や対応能力の向上を目的とする訓練を実施しているが、さらに策定を進め、災害時の対応能力向上のため、今後も定期的に訓練するとともに、円滑なデータ復旧や長期電源途絶時の対策について、検討する必要がある。【総務】

⑥ 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進

県防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。また、代替庁舎の通信設備の確保についても、進める必要がある。

【直轄】

⑦ 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進

耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する県有特定建築物については、最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【総務】

⑧ 県立学校施設の安全確保や機能維持の推進

最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、児童生徒等の安全確保を図るとともに、大規模災害時に各市町村との協定に基づく防災拠点施設としての機能を発揮できるよう、計画的に個別施設計画に沿った長寿命化対策や老朽化対策を実施する必要がある。【教育】

⑨ 市町村BCPの継続的な見直しの促進

各市町村BCPについて、計画の実効性を確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【直轄】

⑩ 市町村の受援計画の策定促進

大規模災害時には、被災による行政機能の大幅な低下を来さないよう、他自治体から応援を受け入れる必要があるが、応援職員を効果的に活用し応急業務を実施するために市町村の受援計画策定を促進する必要がある。【直轄】

⑪ 自主防災活動リーダーの養成推進

大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材を育成する必要がある。【直轄】

⑫ 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善

総合防災情報システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【直轄】

⑬ 他県との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練の実施やマニュアルの見直し、課題解決に向けたワーキンググループの開催などにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

⑭ 地区防災計画の作成促進

大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

⑮ 避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成

被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。【直轄】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

① 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

② 地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進、県内企業の育成

大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資、本社機能の地方への移転・分散化の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む必要がある。【産労】

③ 中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上

平成30年7月豪雨、能登半島地震による災害及び新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業へのBCP普及促進を図っているが、さらに個別企業のBCPの実効性向上や関係企業との連携など、事業継続能力向上を促進する必要がある。【産労】

④ 被災企業等への県融資制度の周知

県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、有事に備えた対策や有事の際の事業継続等に必要な資金としての活用が進むよう、制度の周知を行っていく必要がある。【産労】

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

① コンビナート周辺の港湾施設の適切な維持管理

コンビナート周辺の港湾施設について、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう、指導する必要がある。

【土木】

② 県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進

水島コンビナートに立地する企業の操業が長期にわたり停止するリスクを低減し、エネルギーや素材・製品等の安定供給を図るためには、県石油コンビナート等防災計画等に基づき、保安・防災担当部局、土木部局、産業労働部局などの関係部局が連携しながら、水島コンビナートの強靱化を進める必要がある。【直轄・産労・土木】

③ 水島コンビナートの防災体制の強化

水島コンビナートについて、関係機関と連携して、既存設備の耐震性能の向上や、保安検査体制の強化に努めるとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて事故防止に取り組んでおり、今後も関係機関と緊密に連携して防災体制の強化を図る必要がある。

【直轄】

④ 放置艇対策の推進

水域の安全確保や景観の保全を図るため、放置艇対策の基本方針に基づき、各水域管理者等と連携・協調し、収容能力の向上と規制の強化に取り組み、秩序ある水域利用の実現に向け、対策を推進する必要がある。【農林・土木】

⑤ 有害物質の大規模拡散、流出防止のための資機材整備、訓練実施の促進等

毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等を実施する必要がある。【保医】

⑥ 有害物質使用施設等への継続した指導、モニタリング体制の確保

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き、構造基準等の遵守について指導する必要がある。また、有害物質の拡散・流出時に、汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の確保を図る必要がある。【環文】

4－3 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞

① 計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進

大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港の機能確保のため、耐震強化岸壁を3港（4箇所）で整備しており、今後も計画的に航路・泊地の適切な水深の確保及び港湾施設の耐震化を図る必要がある。【土木】

② 港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施

大規模地震等の危機的事象の発生時における最低限の港湾物流機能の維持、早期復旧を目的とした港湾BCP（事業継続計画）の実効性を高めるため、関係機関と連携した訓練等を行い、BCPの改善を図る必要がある。【土木】

③ 港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

① 災害救助法適用時の金融支援に向けた金融機関との連携

災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。【産労】

② 災害時における県債務の円滑な支払業務体制の確保

災害により県統合財務会計システムが停止した場合の県債務の支払業務については、非常用のバックアップデータを利用した電子的支払を行う仕組みを構築したところであるが、今後、万が一の災害発生に備え、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携して、支払業務継続の実効性確保を図る必要がある。【出納】

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

① 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時に、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める必要がある。【土木】

② 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

③ 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進

基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。【農林】

④ 支援物資物流体制の整備

県内流通業者やコンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、大規模災害発生時に、協定締結先からの物資調達や国、他県からの救援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、マニュアルを整備しているが、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄・子福・産労・農林・教育】

⑤ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

4－6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進

県が造成した農業用ダム等の基幹農業水利施設については、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。【農林】

② 工業用水道施設の老朽化対策及び耐震対策の計画的な実施

工業用水道では、老朽化対策及び耐震対策を進めており、引き続き計画的に実施する必要がある。【企業局】

③ 防災重点農業用ため池の安全対策の推進

決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、市町村と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。【農林】

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

① 治山施設の整備等による山地災害対策等の推進

激甚化・頻発化する豪雨等による森林の荒廃や崩壊による、人家等への被害を未然に防止するため、治山施設の整備や森林整備等による山地災害対策等を推進する必要がある。

【農林】

② 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進

基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。【農林】

③ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林】

④ 農地・農業用施設の機能維持・保全を図るための地域での共同活動の促進

用排水路やため池などの機能は、地域の共同活動により維持・保全されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。【農林】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進

県、市町村が連携し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施するとともに、市町村防災行政無線（同報系）や音声告知放送、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、コミュニティFM、ケーブルテレビ放送、Lアラート（災害情報共有システム）など、地域の実情に応じた情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【直轄・総合】

② ダム放流情報の提供

県内主要ダムの放流情報を確実に提供するため、おかやま防災ポータルや防災情報メール、Lアラートなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【農林・土木】

③ 岡山情報ハイウェイの機能維持のための計画的な機器更新

岡山情報ハイウェイは、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新が必要である。【総務】

④ 感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進

県内全市町村において福祉避難所の指定を行っているが、感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【子福】

⑤ 観光施設の災害対応力向上の促進

観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等を整備する必要がある。【産労】

⑥ 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進

県防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。【直轄】

⑦ 福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進

平成30年7月豪雨における「福祉避難所が十分に機能しなかった」などの課題を踏まえ、平時から県・市町村と福祉関係団体等が連携し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築を図る必要がある。【子福】

⑧ 高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、個別避難計画作成の促進

高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。【直轄】

⑨ 災害時における公衆無線LAN環境の確保

災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、公衆無線LANサービスを継続する必要がある。【総務】

⑩ 市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発

市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。

【直轄】

⑪ 指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進

市町村において、想定される災害の種別や、感染症対策等を踏まえた、適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【直轄】

⑫ 聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進

視覚障害者に対しては、情報伝達に加え、避難所までの移動ルートを確認する必要がある。聴覚障害者に対しては、複数の情報伝達ルートを確認するとともに、避難周知のメール文を簡潔に行うなど、工夫する必要がある。【子福】

⑬ 水害リスク情報空白域の解消

これまで洪水予報河川や水位周知河川について、洪水浸水想定区域図を作成し、区域の指定・公表を行ってきたが、令和元年東日本台風等で、それ以外の河川において河川氾濫による人的被害が発生した。洪水予報河川や水位周知河川以外のその他の中小河川においても、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図の作成や区域の指定・公表を進める必要がある。併せて、地域防災計画等を検討する上で必要となる計画規模の洪水に対応した浸水想定区域図の作成や区域の指定・公表を進めるとともに、洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。【土木】

⑭ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等

緊急地震速報や津波警報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム（Ｊアラート）について、市町村防災行政無線（同報系）や音声告知端末等を自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達するため、運用訓練を定期的実施するとともに、情報伝達手段を多重化する必要がある。【直轄】

⑮ 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善

総合防災情報システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【直轄】

⑯ 地区防災計画の作成促進

大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

⑰ 通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進

通信事業者は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【直轄】

⑱ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【直轄】

⑲ 幼少期からの防災教育の推進

日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。【直轄】

５－２ 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

① 電力供給ルートの多ルート化等

発電所や送配電設備からの電力供給停止による防災関係システムの機能停止を防ぐため、電力供給ルートの多ルート化等による防災電源の安定的な確保を図る必要がある。

【直轄】

② 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保

通信施設の通信機能が停止しても、影響範囲を最小限に抑える迂回通信経路の確保が必要である。【直轄】

③ 円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進

大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、市町村や電気事業者と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。【直轄】

④ 自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。【環文・農林】

⑤ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備等により、交通機能を確保する必要がある。【警察】

⑥ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備、道路通行規制システムの円滑な運用により、交通機能を確保する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、中国地方道路啓開計画岡山県計画（R6.7）を基にした訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

⑦ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【直轄】

5-3 都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

① 経路途絶による停止のための空輸を含めた複数の搬入ルート確保

燃料の搬入経路の途絶による燃料供給停止のため、空輸を含めた複数の搬入経路を確保する必要がある。【直轄】

② 影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保

通信施設の通信機能が停止しても、影響範囲を最小限に抑える迂回通信経路の確保が必要である。【直轄】

③ 緊急用LPGガス調達に係る連携強化

県LPGガス協会と災害発生時における緊急用LPGガスの調達に関する協定を締結しており、講習会や訓練等を通じて関係者の適切な対応や連携を図る必要がある。【直轄】

④ 自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。【環文・農林】

⑤ 道路啓開体制の確保

緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備、道路通行規制システムの円滑な運用により、交通機能を確保する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、中国地方道路啓開計画岡山県計画（R6.7）を基にした訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

⑥ 防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用

長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【直轄】

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

① 災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進

日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく、災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。

【保医】

② 水道施設の計画的な耐震化の促進

水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震化計画の策定や施設の耐震化を促す必要がある。【保医】

③ 下水道BCPの定期的な見直し、実効性の向上

災害発生時に、速やかに下水道の機能復旧を図るため、県管理の流域下水道及び、市町村管理の公共下水道全てで下水道BCPを策定済みであるが、実効性を確保するため、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道BCPの定期的な見直しを促進する必要がある。【土木】

④ 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進

下水道施設については、今後耐用年数を経過した管渠等の急激な増加が想定され、老朽化した管渠等のストックについて、優先度を勘案しながら計画的に対策を実施する必要がある。【土木】

⑤ 下水道施設の耐震化の推進等

下水道施設は、処理場や管路等施設の定期点検、補修で機能を維持しているが、地震により機能が停止するおそれがあるため、計画的に耐震化を進める必要がある。【土木】

⑥ 合併処理浄化槽の設置促進

市町村と連携した補助事業の実施により、合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽が多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。【環文】

⑦ 農業集落排水施設の計画的な老朽化対策の促進

農業集落排水施設については、供用開始後、相当年数を経過した施設が増加していることから、老朽化による突発的な故障を未然に防止し、将来にわたり適切に機能が保持されるよう、計画的に長寿命化対策を進める必要がある。【農林】

5-5 陸上海上航空交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 岡山桃太郎空港の事業継続体制の確保

岡山桃太郎空港が、災害時においてもその機能を発揮できるよう、事業継続計画に基づき、国土交通省大阪航空局岡山空港出張所、岡山空港ターミナル株式会社など空港関係者と連携し、機能維持や復旧のための体制確保を図る必要がある。【県民】

② 岡山桃太郎空港の計画的な老朽化対策の推進

広域医療搬送拠点となる岡山桃太郎空港の機能確保のため、施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。【県民】

③ 漁港施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

離島交通の手段にも利用される漁港施設や海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修等を行う必要がある。【農林】

④ 橋梁の耐震化推進

南海トラフ地震等の大規模災害時に、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める必要がある。【土木】

⑤ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道の耐震診断が義務付けられた建築物の所有者へ耐震診断結果の報告を求め、耐震化を促進する必要がある。【土木】

⑥ 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

⑦ 緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進

道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策としての電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組等を効率的・効果的に行う必要がある。【土木】

⑧ 計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進

大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港の機能確保のため、耐震強化岸壁を3港（4箇所）で整備しており、今後も計画的に航路・泊地の適切な水深の確保及び港湾施設の耐震化を図る必要がある。【土木】

⑨ 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進

公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。【直轄・県民】

⑩ 広域道路ネットワーク整備の推進

南海トラフ地震等の大規模災害時において、広域支援連携の交通基盤となる岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要である。また、地域高規格道路の整備率が5割程度にとどまっており、緊急輸送道路としての道路ネットワーク構築のため、引き続き、未供用区間の道路整備を進める必要がある。【土木】

⑪ 港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施

海上交通の途絶を防止するため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPの実効性を高める必要がある。【土木】

⑫ 港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施

港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

⑬ 信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備

停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備を推進しているが、今後も計画的に整備箇所を拡大する必要がある。また、交通情報板や交通監視カメラの老朽化による機能喪失を防止するため、計画的な更新を行い、交通情報の収集・提供体制を確保する必要がある。【警察】

⑭ 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進

道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策としての電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組等を効率的・効果的に行う必要がある。【土木】

⑮ 道路橋梁維持管理計画に基づく橋梁の長寿命化対策の推進

橋梁については、道路橋梁維持管理計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、長寿命化を図っており、引き続き、予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【土木】

⑯ 道路通行規制システムの障害発生防止策の検討・実施等

道路災害等に伴う道路規制情報を県ホームページで利用者に提供する道路通行規制システムについて、災害時のシステム障害の防止策を検討しつつ、規制情報の精度を高めるために、システムの普及を行う必要がある。【土木】

⑰ 農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施

災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

① 県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化

県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。

【直轄】

② 他県との相互連携・応援体制の充実

大規模広域災害に備え、全国知事会を中心に、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、近年の災害による課題や今後予見される災害を想定した広域訓練の実施やマニュアルの見直し、課題解決に向けたワーキンググループの開催などにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

① 建設産業の人材確保支援

建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行うなど重要な産業であることを周知するとともに、土木・建築系の学生と企業とのマッチングを進め、県内建設産業を人材確保の面から支援する必要がある。【土木】

② 県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」による技術的な支援活動の実施

県内の市町村では、技術職員の不足やそれに伴う技術力不足が深刻な課題となっており、大規模災害時に、市町村からの要請により、高度な技術や豊富な経験を有する県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、技術的な支援活動を実施する必要がある。【土木】

③ 高校生の建設業でのインターンシップ等の充実

土木専門学科を有する高等学校において、基礎的実習や高度熟練技能を持つ社会人講師を招へいした講義の実施など、必要な知識・技術の習得に取り組んでいるところであるが、さらにインターンシップ等の体験的学習の機会を充実させる必要がある。【教育】

④ 災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部及び岡山NPOセンター等が参加する、県域において活動を行う災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）の定期的な会議等により、情報共有・連携を図っているが、近年、激甚化する気象災害、地震災害等へ適確に対応できるよう、官民連携体制の一層の強化を図るため、災害中間支援組織の育成と機能強化を進める必要がある。【県民】

⑤ 災害救援専門ボランティアの新規登録の推進、既登録者のスキルアップ

災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規ボランティアの養成や既登録者の研修を行っているが、今後も、新規登録ボランティアの更なる掘り起こしや、実践型の訓練等を通じた登録者のスキルアップを図る必要がある。【県民】

⑥ 障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化

県建設業協会、県測量設計業協会、中国地質調査業協会岡山県支部の3者と協定を締結して、障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き、関係者との連携を強化する必要がある。【土木】

⑦ 大学生災害ボランティア活動の促進

大学生のボランティア意識の向上と災害時のボランティア活動の円滑化等を図るため、「大学生災害ボランティア研修会」の開催を広く県内大学に呼びかけており、今後とも多くの大学での開催が必要である。【県民】

⑧ 外国人被災者に対する支援活動体制づくり

外国人被災者に対して効果的な支援活動が行えるよう、地域共生サポーター、災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の登録者数等の拡大やスキルアップ、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練に取り組む必要がある。【県民】

6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の見直しの促進

県災害廃棄物処理対策業務マニュアルを活用した定期的な訓練や研修を通じて、市町村に対し必要な情報提供、助言等を行い、市町村において策定されている災害廃棄物処理計画をより実効性のある計画となるよう見直しを促す必要がある。【環文】

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる 事態

① 地籍調査実施の支援

災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【県民】

② 被災者の住まいの確保に向けた体制整備

災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなど、事前準備を進める必要がある。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど、体制の整備を図る必要がある。【土木】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 岡山県文化財等救済ネットワークの連携強化の推進

民間団体（大学・建築士会）等とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携を一層強化する必要がある。【教育】

② 文化財の適切な保存・活用の推進

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する必要がある。【教育】

③ 文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等

文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【土木】

6－6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

① 風評被害の防止

災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する必要がある。【産労・農林】

岡山県国土強靱化地域計画

岡山県 知事直轄 危機管理課 防災対策班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL 086-226-7293(直通)

FAX 086-225-4559